第59回平成26年9月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成26年9月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時08分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	髙	岡	伸	明	9番	宮	﨑	有	亚
2番	和	田	裕	之	10番	塩	見		晋
3番	小	牧	義	昭	11番	河	邉	新力	大郎
4番	渡	邉	貫	治	12番	有	吉		正
5番	安	達	種	雄	13番	家	城		功
6番	江	原	英	樹	14番	势	簱		毅
7番	伊	藤	幸	男	15番	多	田	正	成
8番	藤	田	史	郎	16番	<i>\rightarrow</i>	田	博	文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書 記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副町長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	小池 信助
税務課長	秋山 誠	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹	水道課長	吉田 達雄

5. 議事日程		
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4 報告第	10号	専決処分の報告について
		(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
		(報告~質疑)
日程第 5 議案第	9 4 号	専決処分の承認を求めることについて
		(与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について)
		(提案理由説明~表決)
日程第 6 議案第	95号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
		(提案理由説明)
日程第 7 議案第	96号	与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
		営に関する基準を定める条例の制定について
		(提案理由説明)
日程第 8 議案第	97号	与謝野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
		める条例の制定について
		(提案理由説明)
日程第 9 議案第	6 7号	与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
		基準を定める条例の制定について
		(提案理由説明)
日程第10 議案第	68号	与謝野町いじめ防止対策推進委員会等条例の制定について
		(提案理由説明)
日程第11 議案第	69号	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
	=	(提案理由説明~表決)
日程第12 議案第	70号	与謝野町営住宅条例の一部改正について
	H	(提案理由説明)
日程第13 議案第	7 1 号	加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更について
ロゴロ <i>が</i> た 1 4 辛<i>中</i> がた	7 O 🗆	(提案理由説明)
日程第14 議案第	72号	香河辺地に係る総合整備計画の変更について
	7 O 🗆	(提案理由説明)
日程第15 議案第	73号	岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について
口和勞16 举安勞	7 4 旦.	(提案理由説明)
日程第16 議案第	74号	財産の取得について(除雪ドーザ) (場安理山道田)
口 犯	75里	(提案理由説明) 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の締結
日程第17 議案第	ι 3 <i>与</i>	二何的人間・新久全間・時間間采用修工事請貝笑がの精結について
		(提案理由説明)
		(1)定采垤田就明/

日程第18 議案	第 76号	統合簡水与謝簡易水道桜内浄水場改良工事請負契約の締結 について	
		(提案理由説明	ӈ)
日程第19 議案	第 77号	平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)	
		(提案理由説明	ӈ)
日程第20 議案	第 78号	平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)	
		(提案理由説明	抈)
日程第21 議案	第 79号	平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
		(提案理由説	玥)
日程第22 議案	第 80号	平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算	• • • •
		(第1号)	
		(提案理由説明	玥)
日程第23 議案	第 81号	平成26年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)	/1/
口生外20 时次未	:N1 01/1	(提案理由説)	3日)
日程第24 議案	第 82号	平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)	y1)
口性另 4 一	分 0 4 万	十)以20千度子國對阿尔迪事果云可備正了第(第17) (提案理由説)	#H/
口和笠ი 三 詳疾	始 0.0 日	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	灯)
日程第25 議案	第 83号	平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について	3 □\
	*/** 0.4 [□]	(提案理由説明 マナック・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	归)
日程第26 議案	第 84号	平成25年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定	
		について	· \
	. ***	(提案理由説明	归)
日程第27 議案	第 85号	平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算	
		認定について	
		(提案理由説明	归)
日程第28 議案	第 86号	平成25年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定	
		について	
		(提案理由説明	归)
日程第29 議案	第 87号	平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算	
		認定について	
		(提案理由説明	明)
日程第30 議案	第 88号	平成25年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定	
		について	
		(提案理由説明	明)
日程第31 議案	第 89号	平成25年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定	
		について	
		(提案理由説明	ӈ)
日程第32 議案	第 90号	平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
		認定について	

(提案理由説明)

日程第33 議案第 91号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定について

(提案理由説明)

日程第34 議案第 92号 平成25年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定

について

(提案理由説明)

日程第35 議案第 93号 平成25年度与謝野町水道事業会計決算認定について

(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議 長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日から9月議会の開会になりました。長期間になりますけれども、どうかよろしくお願いを 申し上げます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第59回平成26年9月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早いもので9月1日になりました。田んぼの景色も、少しずつではありますけれども 黄金色に変わってまいりまして、秋の気配を感じるようになってまいりました。

ことしの夏は、非常に暑い日が続きましたけれども、一転して8月になりますと雨が連日降って、非常にうっとうしいといいますか、雨の日が続いたわけでございます。梅雨前線の影響によりまして全国各地で大雨が降り、そして、大きな災害が発生をいたしました。

特に広島県におきましては、土石流が発生をいたしまして、多くの皆さんが被災をされました。 報道によりますと72人の方がお亡くなりになり、そしてまだ、二人の方が行方不明だというふ うに報道されています。

隣の福知山市におきましても、一日雨量が303ミリという過去最大の雨が降りまして、2,451戸に上ります家屋が浸水をいたしまして、多くの皆さんが、本当にお困りでございます。皆さんの一日も早い復興を願っておりますし、お見舞いも申し上げたいというふうに思っております。

本日から9月議会の開会になるわけでございますけれども、9月議会は決算議会でございます。 その行政効果や経済効果を住民にかわって評価する。そのことも、私たちに課せられた、この議 会の役目ではないかなというふうに思っております。

その評価はもちろんでございますけれども、どうこの決算を、次の施策に、そして、予算につなげていくかということも大きな課題といいますか、そのことにも立ち向かっていかなければならないんではないかなというふうに、私は考えております。

長丁場もなりますけれども、どうか緊張感を持った議会になりますように、皆様にもお願いを 申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ここで山添町長から挨拶の申し出がありますので、これをお受けします。

山添町長。

町 長(山添藤真) 皆さん、おはようございます。

先ほど、議長のほうからもありましたように、ことしの夏は、8月の上旬から天候不順の日が 続き、台風の襲来やゲリラ豪雨によりまして、たびたび大雨警報などの災害情報が発令をされま した。各区におかれましては、区長様をはじめ区役員の皆様方に、早朝、夜間を問わず、住民の 皆様方の安心・安全のためご尽力をいただき、まことにありがとうございました。

この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

当町では、幸いにも大きな被害はなく、安堵しておりますが、隣接の福知山市では、市街地の

広い範囲が浸水被害に遭われ、現在、懸命の復旧作業が続いております。町といたしましても、 被災家屋調査や災害ごみの搬出作業、さらには農地の被災状況調査に職員を派遣して、復旧作業 の支援をさせていただいているところでございます。

さらに、今回の補正予算におきまして、災害見舞金として20万円を計上しており、何とぞお 認めいただきまして、福知山市へ持参をし、お見舞いを申し上げたいと考えております。

また、夏の恒例イベントであります、ひまわりフェスティバルが、リフレかやの里の周辺を会場として、7月26日から8月3日まで盛大に開催をされました。イベント期間中は、京阪神地域を中心に、全国各地から約6,000人にも及ぶお客様にお越しをいただきましたところでございます。与謝野町ひまわり実行委員会の皆様方をはじめ多くのご協力をいただきました皆様方に深く感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

それでは、改めまして9月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第59回平成26年9月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私ともに大変ご多忙の中、ご参集をいただき心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。本定例会では、平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出認定などの重要議案をご審議いただくこととしております。

本日、ご提案をいたします議案などは、専決処分の報告及び承認案件、合わせて2件、和解及 び損害賠償の額を定める案件1件、条例制定案件4件、条例の一部改正案件2件、辺地計画の変 更3件、財産の取得案件1件、請負契約の締結2件のほか、平成26年度各会計補正予算案件 6件、平成25年度各会計決算認定11件の都合32件となっております。

特に平成25年度決算につきましては、一般会計と特別会計との総合計で収入済額が196億3,340万4,000円、支出済額が193億862万1,000円で、差し引き3億2,478万3,000円の黒字決算となっております。

非常に限られた予算の中で安心と生きがいのある福祉のまちづくりを目指し、与謝野町子ども・子育て会議を設立し、認定こども園への移行、また、学校統廃合のあり方を諮問するとともに、ニーズ調査、計画策定を実施し、また、DV被害者など、緊急一時避難支援事業として、与謝野虐待ホットラインを設置するなど、DV被害者などの身辺の安全確保や相談支援を行いました。

伝統を生かし、未来にチャレンジする産業づくりでは、京力農場づくり事業、明日の「京都村」づくり事業として、農業拠点施設整備の支援などを実施し、海の京都観光を推進するべく、 今後予測される外国人観光客の受け入れ体制を整えていくため、外国語版観光パンフレットの策定や案内看板の整備を実施いたしました。

雇用対策では、国の雇用創出事業を活用し、緊急雇用対策事業なども引き続き取り組ませていただいておりました。

さらに、協働で進めるまちづくりでは、地域コミュニティの拠点となる地区公民館の整備として、明石地区公民館の新築工事に向けて、建設用地造成工事を実施いたしました。

先般、監査委員による平成25年度の決算審査についてご報告をいただき、いろんな視点を頂 載しております。

足立、有吉両監査委員におかれましては、長期間にわたり熱心に決算審査をお世話になり、ま

ことにありがとうございました。ご指摘のありました事項については、真摯に受けとめさせていただき、今後の行政運営に生かしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町行政の推進に、より一層努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご理解とご協力を申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議 長(今田博文) 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。 ご報告します。

お手元に配付しております本定例会に提出されております議案は、報告第10号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)ほか31件であります。

以上、32件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第123条の規定により、6番江原英樹議員、8番藤田史郎議員、以上2名にお願いすることとします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月3日までの33日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月3日までの33日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、産業建設環境常任委員会の報告をお願いします。

塩見委員長。

産業建設環境常任委員長(塩見 晋) おはようございます。

それでは、議長のご指名によりまして、閉会中の産業建設環境常任委員会の活動の報告をいた します。

与謝野町商工会から懇談会の申し入れがあり7月30日午後、与謝野町商工会加悦支所研修室において開催をいたしました。与謝野町商工会からは、安田会長並びに小長谷、足立両副会長、長島事務局長以下、増田、岡本両幹部職員が出席でした。行政からは、小室商工観光課長が出席されました。当常任委員会は全員出席、議会事務局 土田主幹も含め総勢16人で懇談を行いました。

長島事務局長より、町内商工業の総生産が年々減少している実態の説明などを受けた後、町内ビジネスの拡大、商工業や観光などの振興に関することなどを参加者が、それぞれの思いを出しながら懇談をいたしました。

懇談の内容としましては、やはり人口問題、それから新しいビジネスに転換する方法を見出していかなければならない。また、この地域は下請が多かったので、リスクをかけて事業に挑戦する人が少ないとか、いろいろな課題が出てまいりました。

また、当日の資料としていただきました中に、与謝野町総生産の推移や近畿経済産業局の最近 の中小企業、小規模企業者政策、それから、ちりめん街道住民アンケートなど、その全てを議会 事務局に置いておきますので、また、ご参考にお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、報告を終わります。

議 長(今田博文) 次に、議会運営委員会の報告をお願いします。 伊藤委員長。

議会運営委員長(伊藤幸男) それでは、諸般の報告として、議会運営委員会の視察報告を中心に行います。

視察研修の目的は、今後の与謝野町議会の活性化、改革と位置づけ、視察先に、全国でも注目され、全国版の地方議会誌等々で何回か登場し、住民も巻き込んだ議会活性化改革の意欲的な取り組みをされている長野県の飯綱町議会を選びました。

長野県でしたので、大変強行なスケジュールでしたが、ことし7月8日、早朝5時半から出発 して、非常に強行なスケジュールで充実した研修だったと思ってます。

私たち議会運営委員会の4人と今田議長、奥野議会事務局長、計6人で対応をしていただいたのは、飯綱町の寺島渉議長など、議会活性化にかかわっている6名だったと思いますが、議員も参加され、議長も参加されました。

飯綱町というのは、平成17年に合併して誕生し、人口は我が町の半分程度で、世帯数は我が町の4割程度と、高齢化率については、どこでもですが、3割を超えた、面積は我が町の7割程度という町で、長野県の中央部に位置し、隣接といいますか、隣の長野市のベッドタウン、北信地域と呼んでいるらしいんですが、そこの観光拠点として、またリンゴ、桃などの一大産地として発展をしてきたようです。

町の予算は、一般会計で約62億5,000万円、うち議会費の占める割合が1.23%で議員定数は15人、常任委員会は二つです。

初めに議会改革の取り組みについて、寺島議長から次のような報告がされました。

議会改革の動機は、合併後、飯綱リゾート開発の経営破綻で、議会の責任が鋭く問われ、これを受けて平成20年1月から半年間、全員協議会、常任委員会、議会運営委員会等々、三十数回にわたる学習会と自由討論が深められ、まさに学ぶ、目標にしてたようですが、学ぶ議会を貫いてきたということ。それから、また町民アンケートを実施し、町民の大変厳しい評価が浮き彫りになって、議会改革の本格的な取り組みになったということでした。

議会改革の実行を町民に宣言し、町民が求める議会像として、議会改革目標を、次の六つに集 約し、そのもとで条例の制定へ、基本条例ですね、基本条例の制定へ進みたいという決意を示し て、議会だよりを使って掲載したということです。

その一つは住民に開かれた議会、町民と切磋琢磨する議会、活発な討論が展開される議会、住 民の声を行政に反映する努力を貫ける議会、飯綱町の住民自治の発展の推進力となる議会。

六つ目が、政策提言のできる議会であります。そして、この後ですね、平成20年9月から町 民から信頼される議会として、次の8項目の議会改革を宣言しました。

それは一つは、一般質問に、我が町はやっておりますが、一問一答方式を導入する。町長には 反問権を認めると。 二つ目、町民に対して、議会の議決責任と説明責任を果たす。議会への住民参加を広げる。

四つ目、議会の情報公開をさらに進める。

五つ目、議員の資質向上に努め、議員同士の自由討論を活発に行う。

六つ目、議員の政策立案能力を高め、政策提言、条例制定などに取り組むと。

七つ目が、行政への批判と監視機能を一層強化する。

八つ目が、政務調査費を条例化して、政策研究、町民への広報活動に活用するというもので、 このうち、今、述べた政務調査費は、まだ、議会合意はできていないということでした。

議会全体に新たな活力と緊張感、追認機関からの脱出を目指して、議案への賛否一覧表、それから、全員協議会などの自由討論を重ねる。町長への政策課題の予算要望、一般質問の課題ごとの、半年ごとの議会への回答。

休日議会、夜間議会、中学生議会の開催を行うなど、これらがマスメディアに注目されたということです。

議員の力量向上とともに、平成23年度から6件の議案の否決、不承認、修正がされ、うち6件の政策提言を町長部局に言い出した。

町民代表と行政、議会の協働で新たな政策提言の活動を進める、こういう活動も強めており、 まちづくりにかかわるシンポジウムを開催したり、そういうことで、新たな政策提言活動に取り 組んでいると聞いています。

政策サポーター制度による研究会の設置など、これを力にして、町長への提言も行ってるとの ことでした。

こうした取り組みの結果、基本条例とあわせて議員倫理規定も制定しております。町民と議会の懇談会の開催を、今までに7回開いて、延べ949名が参加しているとのことです。今後の政策的な課題といいますか、諸課題ですが、自治基本条例の制定や、集落自治の強化と行政の協働の推進、この町も高齢化で、大きな課題になっております集落維持の対策、そして、集落振興支援基本条例の制定、新人議員を対象にですね、議会基本条例の学習会を実施するという問題も一層掲げております。

議員定数、報酬等々の研究課題についても課題とだというふうに語っておりました。議長から 最後に、この飯綱町議会は、議会改革白書2011という雑誌があるんです。定期誌があるんで すが、議長の論文が掲載され、また、信州自治研という雑誌に町の議会の取り組みが掲載されま した。また、平成23年の第6回マニフェスト大賞、優秀成果賞、審査委員会賞、それから翌年 の第7回マニフェスト大会でも、優秀成果賞に選ばれました。

また、議長はですね、まだ、この議会改革は道半ばだということもおっしゃってました。今後 も町民に信頼され、議会の情報発信力を高めていきたいということで決意を述べられておりました。以上が、寺島渉議長の説明でした。

活動めいた話はちょっと控えてですね、要点だけ言いますと、委員会としてもですね、その後協議を重ねました。特に、一つは、政策サポーター制度、ここはモニター制度もやっておるようですが、そういうことをやったり、シンポジウムをやってですね、町民の力を結集してるということと、先ほど言いましたように、やっぱり住民の自治意識を高めなければ町はよくならないというようなことをですね、非常に積極的に取り上げておりました。

これらの、各自の感想も含めて議会事務局にもありますので、ぜひ読んでいただきたいという ふうに思っています。終わります。

議 長(今田博文) 次に、議会広報特別委員会の報告をお願いします。

和田委員長。

議会広報特別委員長(和田裕之) 失礼します。

それでは、議会広報特別委員会からの報告をさせていただきます。

まず初めは、委員長研修会についての報告でありますが、先般、8月8日、午後1時より京都 自治会館において、京都府町村議会広報編集委員長研修会が開催をされ出席をさせていただきま した。当町も含め、京都府下の11町村の広報委員長及び議会事務局職員などが参加をされてお りました。

研修の第1部では、講師の京都新聞社ニュース編集部記者、山内氏により議会だより、正しい編集技術というテーマで事前に提出していた各町村の議会だよりを全員で見ながら、講師の評価や指摘を受けました。

当委員会は、直近の議会だより32号、4月25日発行のものを提出をしておりましたが、改選時の議会だよりということもあり、12ページと、若干少ないものではありましたが、評価は3月定例会の記事である見開きページの構成で、見出しリード文と写真が中途半端な配置になっている点、また、段組みの文字数が均一でないなど、こういった指摘を受けました。また、一般質問のページにおいては、4段組みでホワイトスペースもあり、大変見やすい、よいということで評価を受けました。

研修の第2部では、講師の多くの質問や各町村の編集においての課題や問題点、これらの意見交換が行われました。編集過程においては、議会事務局も一緒に編集をしている町、マイクロソフト社のワードにより原稿をつくり、校正は印刷会社でやってもらっている町など、当町は、アドビシステムズ社のインデザイン、こういったソフトを使って本格的な原稿作成し、完全データ入稿の方式で印刷会社にデータを引き渡し製本している、こういった町は府下では少ないと、こういった現状であることがわかりました。また、委員会開催日数も、当委員会が一番多い現状でありました。

今回は、3時間の研修ではありましたが、他の町の議会だよりを見ながら、勉強させていただき、よい点は参考にし、今後の取り組みに生かしていきたいと、こういうふうに考えております。次に、議員研修誌である、地方議会人の市町村議会広報クリニック講座に前委員会が作成をしました議会だより30号、これを提出しておりましたが、先発の8月号にて評価をいただきました。

- 1点目に、記事の内容の中心点が見出しでアピールできている。
- 2点目に、議事に多くのスペースを割いている点。
- 3点目に、最終ページ、いわゆる裏面の町の宝、子どもページなど、住民登場企画もよいという評価を受けました。

今回、議会広報委員会も新メンバーとなりましたが、前委員会でのよい点を引き継ぎ、改善すべき点は見直し、より住民の皆様にわかりやすい、読みやすい紙面となるよう、全力で取り組んでいきたいと考えていますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上、報告とさせていただきます。終わります。

- 議 長(今田博文) 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。 最初に、与謝野町宮津市中学校組合議会の報告をお願いします。 家城議員。
- 1 3 番 (家城 功) 与謝野町宮津市中学校組合議会の報告をさせていただきます。

去る6月27日金曜日、平成26年度第2回臨時会が開催されまして、人事案件1件、条例の 一部改正の専決事項が1件の議会がございました。

人事案件につきましては、議長の選挙が行われ、当議会選出の多田副議長が組合議会の議長に 選任をされました。

続いて、8月8日金曜日に、第3回臨時議会が開催され、人事案件3件が上程され、副議長には、宮津市議会の坂根議員が、また、教育委員には当町の塩見教育長が、監査委員には当町の足立代表監査委員と宮津市議会選出の宇都宮議員が、それぞれ選任をされました。

中学校組合では、橋立中学校を運営しているわけですが、現在267名の生徒で、先生は34人の体制であるということでございます。なお、本年度より、日置中学校より5名の生徒が通学しており、皆、元気に学校生活を送っているという報告がございました。

以上で、中学校組合の報告を終わります。

- 議 長(今田博文) 次に、宮津与謝消防組合議会の報告をお願いします。 安達議員。
- 5 番(安達種雄) 宮津与謝消防組合議会の報告をいたします。

去る7月29日に平成26年第2回宮津与謝消防組合臨時議会が午前10時より、宮津市議会議場におきまして開会されました。

冒頭、与謝野町議会、また、宮津市議会の一般選挙後、初の組合議会でありましたため、消防 組合議会議員の紹介が書記長よりありました。また、議長選出までの臨時議長として、与謝野町 議会の勢策毅さんが臨時議長を務められました。

最初に、管理者、井上正嗣宮津市長より、4月に与謝野町町長選挙において、山添藤真町長が 当選され、副管理者に就任していただき、また、6月には宮津市長選挙において、3期目、井上 市長が当選されましたので、引き続き管理者を務めさせていただくとの挨拶がございました。

次に、監査委員の稲岡修代表監査委員の紹介があり、さらに消防長、消防次長兼総務課長、警防課長、予防課長、そして、消防署長の紹介がありました。

次に、今年1月から6月までの概況報告がありました。管内火災は9件で、昨年同期と比べ7件の減少となりましたが、焼死者が、残念なことに1名発生しております。

救急につきましては1,025件で、昨年同期と比べ8件の減少であり、搬送人員につきましても998名で、10名の減少となっております。救助につきましては18件で、昨年同期より4件の増加との報告がありました。

また、管理者から、この後、触れますが、職員の逮捕の件につきまして、おわびの言葉がありました。

次に、消防長より、先ほど申し上げました職員の逮捕につきましての説明がありました。 当消防組合の消防士が5月18日、午後1時ごろ、京都市内の友人宅マンション3階から隣の ベランダに侵入したもので、隣室の居住者が警察に通報し逮捕となりました。

5月20日に勾留延長の処分がされ、捜査の結果、5月28日に起訴猶予処分となり釈放されたものであります。

本人の申告ですと、ベランダのすき間から隣室のベランダに入った物品を引き取るために侵入 したとのことでありました。住民の生命、身体及び財産を守る立場の消防職員でありながら、住 民の信頼、期待を大きく裏切ることとなり、公務員全般として、また、消防署員としての信用を 著しく失墜させることとなりました。

当該職員に対しましては、6月4日から停職1カ月間の懲戒処分を科し、管理者として、消防長、消防署長、加悦谷分署長を任命権者の立場から、文書訓告処分とした旨が報告されました。また、改めて再発防止に向けて、人として、公務員として、そして、消防職員としての倫理観、消防倫理についてを、考察を加え、その醸成に努めてまいりたいとの消防長より説明がございました。

この後、議長選挙に入りまして、選挙は指名推選で行うこととなり、宮津市議会の北仲篤さん が組合議会の議長に選出されました。新議長挨拶の後、副議長の選挙となり、同じく指名推選で、 当町の今田博文さんが副議長に就任され、挨拶をされました。

少し長くなりますが、報告第1号として、宮津与謝消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件が提案されました。

改正内容は、平成18年より宮津市に準じて給料のカットが実施され、宮津市において給料の削減の独自取り組みが継続され、平成27年3月31日まで、1年間延長されたことにより、当組合においても継続延長するもので、カット率は消防長10%、次長・課長8%、主幹級以下5%、若年層職員4%であります。また、臨時職員におきましても、宮津市の改正及び近隣市町の賃金水準を踏まえる中、日額100円増とするとともに、通勤手当も一般職員と同水準となっているものであります。これも承認されたものであります。

次に、議第5号 宮津与謝消防組合火災予防条例の一部改正についてが提案されました。この 議案につきましては、昨年8月福知山市で発生しました、福知山市花火大会の火災を踏まえ、祭 礼、縁日、花火大会、展示会等、その他、多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使 用するに当たって消火器の準備など、規程の整備、屋外における催しの防火管理、体制の構築を 図るなど、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画作成の義務づけ、計画の提出 義務違反等の罰則を設けるものであります。

これにつきましても、町内いろんなところで、夏にはイベントがされております。議員からも 幾多の質問が出ましたが、原案どおり可決されたものであります。

議第6号 消防救急デジタル無線設備及び高機能消防司令センター設備の取得についてが提案 されました。

本件につきましては、債務負担行為の議決により、2カ年事業として、平成26年度に3億円でデジタル無線設備、平成27年度に司令センター設備、2億5,000万円で取得整備することが予算措置されております。

契約につきましては、4社を指名しましたが、2社が辞退のため2社によるプレゼンテーションによる審査の結果、富士通ゼネラルが選定されました。なお、この選定に当たりまして、構成

の市、町から推薦の1名ずつと消防組合から選出の3名の計6名で業者選定委員会を設置し、決定したもんでございます。

7月15日、予算額5億5,000万円に対し、4億3,200万円で随意契約による仮契約を締結しました。平成27年度分で、70%は交付税措置を予定しており、そのまま充てますと宮津市が一般財源で4,508万円、伊根町が同じく一般財源で857万円、与謝野町が合併特例債等充当で5,439万円、若干与謝野町分が大きくなるようでありますが、このような方向で進んでおります。

次に、議第7号 監査委員の選任についてが提案され、議会選出の監査委員に、管理者より選任があり、当町の勢簱毅議員が監査委員に選任、同意されましたことを報告しておきます。

長くなりましたが、以上、宮津与謝消防組合議会の報告とさせていただきます。

- 議 長(今田博文) 次に、宮津与謝環境組合議会の報告をお願いします。 宮﨑議員。
- 9 番(宮﨑有平) それでは、宮津与謝環境組合議会の報告をさせていただきます。 最初に、視察の報告からさせていただきます。

7月23日に宮津与謝環境組合議会議員で、兵庫県朝来市和田山町高田にあります南但広域行政事務組合のごみ処理施設、南但クリーンセンターを視察いたしました。

南但広域行政事務組合は、養父市と朝来市で運営されています。養父市は面積が442.78キロ平方メートルで、人口が2万5,770人であり、朝来市は面積が402.98キロ平方メートルで、人口は3万2,462人であります。合わせますと、面積が825.76キロ平方メートルで、人口は5万8,232人の広域行政区域になります。合併前の旧町のときは、人つの町それぞれにごみ処理施設があり、各町で運営をされておりました。

平成11年に兵庫県ごみ処理広域化計画が策定され、広域化の方針が決定し、平成15年から RDF方式、炭化方式、焼却方式、溶融方式の四つの方式について検討することになったのが始まりであります。

平成16年からは、生ごみ、汚泥等の有機性廃棄物については、資源としての有効利用、周辺環境への負荷軽減、コスト削減の観点から、メタン発酵によるバイオマスの導入についてもあわせて検討されることになりました。

平成18年には、今後の循環型社会の形成及び地球温暖化防止対策に寄与し、より周辺地域への環境負荷の軽減を図ることができるという観点から、バイオマス、プラス、焼却方式のほうが南但地域に適しているとの結論に至ったようであります。

平成25年4月からは、南但クリーンセンターの供用を開始しておりまして、平成25年4月から平成26年3月までのごみ搬入量は1万4,046トンであります。焼却量は1万1,572トンになっております。また、発電設備は平成25年7月から運転を開始しておりまして、平成26年3月までの発電量は139万1,750キロワットであり、売電量は110万7,040キロワットであります。メタン発酵によるバイオガスは100%バイオガスでありますので、売電価格は20年間にわたり1キロワット当たり、税抜きの39円ということであります。売電により得る収入は、南但クリーンセンターの維持管理費に充当し、年間コストの削減をしているということでありました。

この南但クリーンセンターのごみ処理方式は、宮津与謝環境組合から提案されているストーカプラスバイオガス化方式と同じごみ処理方式でありますので、大変参考になりました。

次に、7月29日に新ごみ処理施設に係る生活環境衛生調査結果の説明会がございました。

調査結果は、既に各議員にも配付されており、与謝野町議会の全協でも説明がされております。 この調査結果報告書は、8月から1カ月間の縦覧を行っておりまして、縦覧場所は、宮津与謝環 境組合、宮津市役所、伊根町役場、与謝野町住民環境課の4カ所と、そのほかにも吉津地区公民 館と石川地区公民館に図書として設置してあります。

この説明会の終了後、全員協議会が開催されました。6月に宮津市議会選挙がありましたので、新しく組合議員になられました宮津市議会議員4名の紹介がございました。

そして、次に議題の1の新ごみ施設基本計画についての説明では、施設の規模設計等の算定にかかわる前提条件として、稼働目標を平成30年の人口規模4万4,000人の排出量を基準として考え、設置場所、ごみ処理品目、処理能力、煙突の高さ、排出ガス量、施設の概要、廃棄物運搬車両等の説明がされました。

その中で、宮津与謝環境組合では、ストーカ方式、プラス、バイオガス化方式のごみ処理方式 を検討していくという報告がなされました。また、事業方式はDBO方式、すなわち公設民営方 式を採用することと、公設民営方式導入のメリットについても説明がなされました。

議員からは、バイオガス化方式について、発電だけではなく、ガス燃料としても使えるような研究をしてはとか、この方式のメリットは示されているが、デメリットが示されていない等の質問がございまして、また、DBO方式についても議員から質問が多く出ておりました。このDBO方式につきましても、与謝野町議会の全協の中で報告されておるとおりでございます。

次に、議題の2では、議長選挙についての説明があり、申し合わせにより議長は、宮津市議会 議員より選出するという説明がされました。

それから、全協の終了後、平成26年第3回宮津与謝環境組合議会臨時会が開催されましたので、その報告をいたします。

初めに、宮津市市長選挙もありましたので、井上市長が管理者を引き続きされる報告がございました。

次に、議題1に、議長の選挙が上がっておりまして、安達稔議員が推挙されました。

次に、平成26年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)が議題とされ、提案理由が 説明されました。

内容は、補正予算の歳入歳出ともに1, 001万円を増額するものであり、総額を8, 294万6, 000円とするものであります。

補正予算の歳出では、生活環境衛生調査における4月以降の動植物調査の追加や、消費税増に伴う差額分など、3業務合わせた317万円の増額が計上されておりました。さらに、新ごみ処理施設については、公設公営の事業方式を想定して施設建設工事を実施するための発注仕様書等作成業務として今年度当初予算に計上されておりましたが、事業方式を公設民営のDBO方式にしたことに伴い、事業者選定アドバイザリー業務の実施が必要となることから、委託業務を変更することとし、その差額である684万円を合わせた1,001万円の委託業務の差額計上がされております。

歳入では、歳出総額の増額に伴い、各市町の分担金について人口割により919万2,000円増額が計上されております。各市町の分担金の増額分は、宮津市399万9,000円、伊根町48万7,000円、与謝野町470万6,000円であります。

一般会計補正予算については、特に質疑もなく全員賛成で可決いたしました。

以上で、宮津与謝環境組合議会の報告といたします。

議 長(今田博文) 次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告をお願いします。 多田副議長。

副 議 長 (多田正成) それでは、後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

去る8月22日、京都COCON烏丸第1会議室におきまして、平成26年度第2回定例会が 開催されまして、出席をさせていただきました。

午後1時から全員協議会が開催されまして、一つ目に副広域連合長の選任について、二つ目に は、広域連合議会の運営についてであります。

その中で、一つ目の議案の取り扱いについて、従来は移送していた議案を全員協議会で配付し、 説明の場を設けることになりました。

二つ目に、全員協議会の位置づけについて、全員協議会を地方自治法第100条第12項の規定する議会協議、または、調整を行うための場として全員協議会への出席議員の公務扱いとなりました。以上が全協での協議事項であります。

次に、1時半より本会議に入り審議いたしました。人事案件1件、平成26年度補正案件1件、 平成25年度歳入歳出決算案件が2件ありまして、一般会計と特別会計となっております。

それから、次に条例の一部改正案でございます、それが1件。

それから、議員発議1件であります。まず、人事案件でありますが、ご存じのとおり、本年6月に宮津市長選挙が行われ、井上宮津市長が当選されましたので、後期高齢者医療広域連合副広域連合長に指名推選されましたので、全員同意いたしました。

次に、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入、歳出それぞれ13億3,810万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,079億3,849万6,000円とするものであります。

歳入は、前年度繰越金であります。歳出は基金交付金返還金であります。全員賛成で可決いた しました。

次に、平成25年度後期高齢者医療一般会計歳入歳出決算については、収入済額10億7,516万9,572円、支出済額10億2,558万9,873円の歳入歳出差引額4,957万9,719円の黒字決算であります。そのうち2,500万円が基金繰り入れとなっています。反対5名、賛成22名、賛成多数で可決いたしました。

次に、平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、収入済額3,134億7,053万8,370円、支出済額2,974億2,916万8,273円、歳入歳出差引額160億4,137万97円の決算となりました。採決の結果、反対5名、賛成22名で、賛成多数で可決いたしました。

次に、後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。平成19年条例第32号の附則の 改正でありました。全員賛成で認定いたしました。 次に、議員発議、被扶養者の保険料 9 割軽減の特別措置の存続を求める意見書についてでありますが、賛成 6 名、反対 2 1 名、賛成少数により不採択となりました。以上、簡単ですが、後期高齢者医療広域連合議会の報告といたします。

議 長(今田博文) 次に、京都地方税機構議会の報告、そして、議長報告を私のほうからさせていた だきますので、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

8月30日でございますけれども、京都地方税機構の議会がございました。平成25年度決算でございます。

歳入が22億6,512万円、歳出が22億5,910万円、601万円の黒字となっております。歳入の99.2%を占める構成団体の負担金でございますけれども、それは22億4,726万4,011円ということでございます。

それから、歳出でございますけれども、歳出の99.9%、ほとんどを占めておりますのが派遣職員人件費負担金、そして、電算システムの保守に要する経費、電算機の借上料でございます。税機構で平成25年度に移管を受けましたのは250億2,600万円、現年課税分が108億8,300万円、滞納繰越分が141億4,300万円でございます。それに対しまして、徴収業務を進め114億4,800万円を収納いたしました。

前年度比では、移管額が210億7, 200万円の減少でございますけれども、収納額は3億 400万円減収となり、収納率は現年課税分1. 9ポイント、滞納繰越分2. 2ポイント、合計で2. 5ポイントの向上をしています。

以上が、税機構でございます。

続きまして、議長報告でございます。

8月6日、7日と府内の11町村の議長会で、管内視察がございました。私と奥野局長と出席をさせていただきました。

精華町に行かせていただきました。精華町にあります学研都市の企業進出の状況、そして、分譲住宅の状況を視察をさせていただきました。企業については、3社視察をさせていただきまして、現場も見せていただきました。それから、住宅につきましては、うちの町からしますと、これは真逆の悩みだなというふうに思って聞いておりましたけれども、人口がふえると学校が追いつかない。ですから、分譲宅地も学校の様子を見ながら販売していると、このような状況といいますか、説明を聞かせていただきまして、こんな町もあるんかなと、同じ京都府でございますけれども、なかなか私たち南部の状況というのは、わかりづらいわけでございますけれども、精華町に行かせていただきまして、こんな町もあるんかなというふうなことを見させていただき、聞かせていただきまして、勉強させていただきました。

それから、議長会の決算の審議がございまして、歳入で2,806万7,957円、歳出で2,769万8,825円、差し引き36万9,132円の黒字となっております。事業内容は、特に例年と変わっておりません。分担金、負担金の収入は400万8,000円であります。その中身ですけれども、各町村の割合というのが決まっております。それは40%が、いわゆる町村割ということで、60%が人口割ということになっております。

以上、簡単ですけども、報告とさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 報告第10号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めるこついて)を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) それでは、報告第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自 治法の定めにより専決処分をいたしましたので、その内容につきましてご報告を申し上げます。 専決処分の対象となりました事故は1件でございます。

平成26年6月12日、午前10時15分ごろ京都府京都市上京区東堀川通下長者町下る3-7のルビノ京都堀川駐車場内におきまして、与謝野町が保有をする公用車が相手方の所有者であるバスに接触するという事故が発生をいたしました。

幸いにも相手方車両は無人であり、また、公用車の運転手にもけがはありませんでしたが、公 用車はリアバンパー、相手方車両はフロントバンパーが破損をしてしまいました。

この事故について、当町で加入する保険会社と相手方で協議をいたしました結果、過失割合を 当方が100%、相手方が0%とした上で公用車が加入をする対物共済から、相手方所有物の損 害額であります25万4,742円を相手方に支払い、一方の公用車については、損害額9万 2,470円に対して、車両共済金額は265万円となりますので、その損害額全額を、当町が 加入をする一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の車両共済から負担をす るものとして示談が成立したものでございます。

この示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分をさせていただき、このようにご報告を申し上げた次第でございます。また、本案は当方100%の過失割合でり、今後は一層安全運転に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明をし、ご報告といたします。

議 長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

塩見議員。

1 0 番(塩見 晋) それでは、報告第10号について、少しお尋ねしたいと思います。

まず、今回の事故は、幸いなことに物損事故で、人身には関係なかって、これは不幸中の幸いかなというふうに思っておりますが、私が議員になりましてから、いろんな報告の中で、マイクロバスの、いわゆる物損事故というのは初めてじゃないかなと思いますが、この点はいかがでしょうか。担当課でもわかりましたらお知らせ願いたいと思いますが。

- 議 長(今田博文) 浪江総務課長。
- 総務課長(浪江 学) お答えいたします。きょう、実は本会議の後で全員協議会をお世話にしていただく予定になっておりますが、その中でも申し上げることになるんですけども、合併しましてから現在まで97件の交通事故が発生をしております。非常に多い件数でございますので、一度、その点検をしてみませんと、マイクロバスが過去に事故があったかどうか確認できておりませんので、一度させていただきたいというふうに思っております。
- 議 長(今田博文) 塩見議員。
- 1 0 番(塩見 晋) 私の記憶では、議員になってからは、なかったかなというふうに思っております。

そこで、マイクロバスの運転手が、運転が、そのとおり主な業務で毎日多くの住民などを目的 地に運んでいただいておりまして、町にとっては非常に重要な仕事をしていただいております。

私たちもお世話になり、感謝をしているわけですが、今というか、最近ですね、いろんな報道でも非常に問題になっておりますのは、バスの運転手が抱える健康リスクというのがあります。 昨年も今年も、今年に至っては北陸自動車道でバスが、駐車場だったと思いますが、ぶち当たっておりますし、昨年も東北自動車道でも死亡事故が起きたりしております。

そういうわけで、今回の事故とは直接関係ないかもわかりませんが、与謝野町の運転者の健康 管理ということについて、どのような形で行っておられるか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長(今田博文) 浪江総務課長。

総務課長(浪江 学) お答えいたします。今回の、今、報告をしました事故につきましては、6月 12日に発生をしております。

マイクロバスの運転につきましては、運転日ごとに日報を報告していただいておりますので、 運転手の勤務状況というのは、刻々把握をさせていただいております。今回の場合も、ともすれ ば過労などが起因しているのではないかというようなところも見るために、その日報を確認させ ていただいておりますけれども、その6月12日の前2日、休息日をとっておりますので、そう いった体調については万全であったのはないかというふうに思っておりますし、本人も、そのよ うに報告をしていただいております。

これは、マイクロバスにかかわらず、公務における職員の公用車の運転について体調管理、健 康管理、そして、安全運転に心がけるようにしていかなければならないということで、安全対策 を強化していくという方針を持っているところでございます。

議 長(今田博文) 塩見議員。

1 0 番(塩見 晋) 今回の事故の前後のいきさつについては、今、お伺いしたとおりですけれども、報道などで非常に問題視されておりますのは、運転者は病気歴というんですか、いろんな疾患があるときに、それが突然出てきて意識を失ったり、そういうふうなことの報告が多々あっております。

そういうわけで、もう1点お尋ねしたいのは、いわゆる専門に運転をされている、こういうマイクロバスの運転手の方についての健康診断というんですか、そういうものについては業務、運転を主にするバス会社とか、いろんな交通機関の企業については、定期的な健康診断を義務づけているわけですが、与謝野町の場合には、そういう健康診断というものはなされているのか、いないのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

議 長(今田博文) 浪江総務課長。

総務課長(浪江 学) お答えいたします。マイクロバスの運転手につきましても、臨時職員ではございますけれども、年に1回の定期健康診断を受けていただいているという状況でございます。

議 長(今田博文) 塩見議員。

1 0 番(塩見 晋) 年に1回の定期健康診断を受けておられるということで、いろんな部分で、特に 運転手さん、朝早く運転に出られるときは、やはり職員と全然顔を合わさずに仕事に出られることもあったりするかなと思ったりしております。

そういう部分で、なかなかその日の体調が見分けにくいこともあったりすると思いますし、ぜ

ひ、その健康面についての把握ということは十二分にやっていただきたいと、このように思いま す。以上、質問を終わります。

- 議 長(今田博文) ほかに質疑はありませんか。 小牧議員。
- 3 番(小牧義昭) それでは、質問をいたします。100%過失があったということでございますけれども、まず当町、ご報告をいただいておりました合併以来97件の事故が発生をしているということでございましたけれども、この97件の事故について、非常に、私どもが議員をさせていただいてから、報告の中で驚いているわけですけれども、これに対する、要は事故防止の対策として、当町がとってこられた。そして、今後、実施をして、安全対策をどのようにして事故防止をしていこうかという事故防止策をとっておられるのか、今、具体的に考えておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。
- 議長(今田博文) 浪江総務課長。
- 総務課長(浪江 学) お答えいたします。こういった定例会のたびに専決処分報告並びに議案として、職員の公務における交通事故が毎回のように発生をし、報告をさせていただいてきております。 そこで、これまで、この議場でも、いろいろと注意をいただきまして取り組んできましたこととしては、発生しましたときに、事故報告をさせるのはもちろんなんですけども、それが、どういった状況下にあったかというところのヒアリングシートを新たにこしらえて、それによって聞き取りをしてくるということを、新たに取り組みをさせてもらってきているということでございます。

それから、とはいいましても、なかなか、本当に合併以来97件というのは、非常に大きな数字で、京都府内でも多いほうに位置づけられるということもございまして、この後、全員協議会でもご報告をさせていただくわけでございますけども、公務における職員の交通事故撲滅宣言を発しまして、一人一人の心がけを強化していきたいと。そしてまた、いろいろな安全運転に係る取り組みを行っていきたいということを考えているところでございます。

- 議長(今田博文)小牧議員。
- 3 番 (小牧義昭) ぜひともですね、職員の、臨時職員も含めまして、その教育の徹底をしていただ きたいというふうに考えているところです。

民間の企業では、こういったことがございましたら、当然にして始末書、そして懲戒、実費弁償、そういったことが、100%過失の場合には要求をされてくるということか当たり前になっているというふうに考えております。そういった意味で、この当町におきましては、この実費弁償とか、そういったことが過去に、この97件の中でなされたのか、なされていなかったのか、その実態についてちょっとお伺いをしておきたいと思います。

- 議長(今田博文) 浪江総務課長。
- 総務課長(浪江 学) お答えいたします。97件、押しなべまして一言で言いますと、職員の不注意ということが原因であろうかというふうに思っております。中には、数件ですけれども、とめていた公用車に第三者が接触して起こした事故も、97件の中には含まれておりますけれども、ほとんどが、そのようなケースでございます。

しかしながら、重い過失によって起こした事故ではなく、通常の前方不注意なり後方不注意な

り、そういった通常の過失に基づく事故でございますので、本人への求償ということは1件もないということでございます。

- 議 長(今田博文) 小牧議員。
- 3 番(小牧義昭) 本当に過失割合が、重過失でなく軽微な過失と、どちらかというと、うっかりの 軽微な事故であったということであろうと思いますけれども、そのうっかりが大きな事故につな がるということも、やっぱり認識しておかなければいけないことだというふうに、やっぱり考え ます。そういった意味では、ヒヤリハット的な運動、そして教育、そういったものを十分に、臨 時の方々の職員、また、一般の職員含めまして、徹底的な職員研修を実施していただきますよう に、求めておきたいと思います。

以上、終わります。

議 長(今田博文) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します これで報告第10号を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時06分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に、日程第5 議案第94号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) それでは、議案第94号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、 専決処分を報告し、承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、6名の委員にお世話になっておりますが、その うちの牛田敏子委員が、去る7月8日にお亡くなりになられ、委員が欠けることとなりました。

つきましては、地方税法第423条第4項の規定により、委員が欠けた場合は、遅滞なく当該 委員の補欠の委員を選任することとなっておりますので、その補欠の委員として、藤井康一氏を 選任し、7月23日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、任期は、専決処分をさせていただいた平成26年7月23日から牛田敏子委員の在任期間である平成27年6月30日までとなっております。

藤井康一氏におかれましては、人格高潔で固定資産評価審査委員会委員として、最適任者と認めるものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、質疑を終結します

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) ご異議なしと認め、これより議案第94号を採決します。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第95号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第95号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定め により、議会の議決を求めるものでございます。対象となります事故は1件でございます。

平成25年10月17日、午後0時27分ごろ、与謝野町字男山75番地2先の主要地方道網野岩滝線と町道ズメ線との交差点内におきまして、公用車と相手方運転の車両が接触をし、さらに相手方の車両が、道路外に設置をしてある第三者の保有をする車庫に追突してしまうという事故が発生をいたしました。

この事故について、当町が加入をする保険会社と相手方が加入をする保険会社で協議をしました結果、過失割合を当方が80%、相手方が20%とした上で示談手続を進めてまいったものでございます。既に車両分及び車庫については示談が完了し、今回は、最後に残っております相手方の人身に係る示談でございます。

人身に係る損害額については、双方の保険会社で協議をした結果、総額は106万 1,874円で、自賠責保険の支払い限度額である120万円内の範囲内となっております。自 賠責保険で負担できる内容は、人身に係る損害額に限ることとされており、相手方の治療関係費、 文書料、休業損害、慰謝料を賠償させていただきたく考えております。

なお、自賠責保険の範囲内で支払われます損害額については、事故の過失割合が80%と20%でありましても、直接的に、そのまま適用されるものではなく、全額を当町が賠償しようとするものでございます。

自賠責保険とは、その性質上、被害者保護を第一の目的としていることから、被害者に重大な 過失があった場合にのみ、被害者の過失割合に応じて、損害額に一定の減額がされることはあり ますが、今回のケースでは相手方の過失割合が70%未満でありますので、損害額に減額はなく、 相手方の損害額106万1,874円全額を、当町が加入をする自賠責保険から賠償するものと して、現在、示談を進めているものでございます。

この事故によりまして、示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして議会の議決を求めるものでございます。なお、今後は一層丁寧な運転に努めるよう、職員に指導してまいる所存でございます。

議 長(今田博文) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第96号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第96号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

この議案は、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立をし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援制度が創設をされました。

新制度では、国の基準を踏まえて市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い、この条例を制定するものであり、平成27年度から運用開始となるため、平成26年度中に周知も含め、条例を制定する必要がございます。条例の詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) それでは、議案第96号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例は、保育所・幼稚園・認定こども園等が、平成27年度から開始される施設型給付及 び地域型保育給付を受けるための基準となります。各規定の主な内容につきましては、議案資料 に基づき主な条文のみご説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをごらんください。まず、用語の解説を簡単にいたします。

最初に、支給認定についてですが、施設型給付を受ける子供を三つの支給部分に応じて認定を します。主に、幼稚園や認定こども園で教育標準時間である、おおむね5時間程度を利用する子 供を1号認定とします。次に、主に保育所や認定こども園の保育短時間、これは8時間程度でご ざいますが、保育標準時間、これは11時間程度の利用をする子供を2号認定とします。次に、 満3歳未満で保育所・認定こども園・小規模保育等で、保育短時間か保育標準時間の利用する子 供を3号認定といたします。

次に、教育・保育施設ですが、これは認定こども園・保育所・幼稚園を足し、町から施設型給付の対象として確認を受けた施設を特定教育・保育施設とします。

続きまして、地域型保育事業ですが、小規模保育事業、家庭的保育事業など4形態があり、町から地域型保育給付の対象と確認を受けた者を特定地域型保育施設とします。

次に、内閣府令で定める基準についてですが、条例において必ず適合をさせなければならない 従うべく基準と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準がご ざいます。

それでは条文の説明を行います。第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準についてご 説明いたします。

議案資料の4ページをごらんください。まず、第4条第1項は利用定員に関する基準を定めており、保育所と認定こども園については20人以上としています。なお、幼稚園は定員の下限はございません。また、第2項の利用定員については、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごと

に定めることとし、3号認定については、さらに1歳未満と1歳以上に区分して定員を定めなければならないこととしております。

次に、第6条第1項は、正当な理由のない提供拒否の禁止を定めています。

同条第2項では、定員を超える申し込みがあった場合の選考について規定するもので、1号認定の場合は、抽せん、申し込み順による決定方法など、その他公正な方法により、また2号認定、3号認定の場合は、保育の必要の程度や家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう選考しなければならないとしています。なお、選考方法については、あらかじめ保護者に明示しなければならないとしております。

続きまして、第7条についてご説明いたします。子ども・子育て支援法、第42条第1項の規定により、市町村は保護者の教育・保育にかかわる希望や子供の養育の状況等を勘案し、適切に特定教育・保育施設が利用できるようにあっせんを行うとともに、特定教育・保育施設の設置者に利用の要請を行うものとするとされておりますが、条例第7条では、施設設置者は市町村のあっせん及び要請に協力しなければならないとしております。

第13条第1項は、利用者負担額の受領について規定をしております。特定教育・保育施設は、 保護者から町が定める利用者負担額の支払いを受けるものとしています。

同条第3項は、教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる費用について 上乗せ徴収ができる旨を規定しています。その費用としましては、教諭や保育士配置の充実など によるものが想定されております。

第4項では、文房具費、行事参加費用、給食費、通園送迎費などの実費徴収について規定をしております。なお、上乗せ徴収、実費徴収については、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることとしております。

第15条は、特定教育・保育の取扱方針を規定しております。幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に、幼稚園は幼稚園教育要領に、保育所は保育所保育指針に基づくこととしております。

第16条は、特定教育・保育に関する評価について規定し、定期的に保護者や外部の者による 評価を受けて、結果の公表をすることとしております。

第20条は、施設の目的や運営方針、提供する特定教育・保育の内容、利用定員、利用者負担金等、重要事項を定めた運営規定の設置について規定をしております。

続きまして、第3章の特定地域型保育事業の運営に関する基準の説明を行います。

議案資料の7ページをごらんください。

第37条は、特定地域型保育事業の利用定員を規定しています。家庭的保育事業は5人以下。 小規模保育事業A型、B型は6人以上、19人以下。同C型は6人以上、10人以下。居宅訪問 型保育事業は1人と規定をしております。なお、それぞれの事業所は、満1歳未満と満1歳以上 の区分ごとに定員を定めなければなりません。

第42条は、特定地域型保育事業者が連携協力を行う特定教育・保育施設を確保することを規定しております。また、居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児の保育を行う場合は、あらかじめ連携する障害児入所支援施設等を確保しなければならないと規定しております。

その他利用者負担取扱方針、保育に関する評価、運営規定等については特定教育・保育施設の

運営に関する基準と同様ですので、割愛をいたします。

以上、まことに簡単でございますが、説明といたします。よろしくご審議いただき、ご承認い ただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第97号 与謝野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第97号 与謝野町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

この議案は、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立をし、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため子ども・子育て支援制度が創設をされました。

新制度では、国の基準を踏まえて、市町村が家庭的保育事業などの設備及び運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い、この条例を制定するものであり、平成27年度からの運用となるため、平成26年度中に、周知も含め条例の制定をする必要があるところでございます。

条例の詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) それでは、議案第97号 与謝野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例は、家庭的保育事業などの地域型保育事業については、町が事業所認可を行うことになりますので、その基準を定めるものでございます。各規定の主な内容につきましては、議案資料に基づき主な条文のみご説明をさせていただきます。

議案資料の11ページをごらんください。

まず、第5条でございますが、家庭的保育事業者等の一般原則を規定しており、国基準と同一 の基準を定めております。

第6条は、本事業は、原則として3歳未満の児童を対象とした事業ですが、その事業における 保育が終了した子供に対しても引き続き必要な保育が提供されるように保育所、幼稚園と連携協力を図り、必要な保育を確保するよう規定しております。

議案資料の12ページをごらんください。

第18条は、家庭的保育事業所等の運営規定について規定しております。家庭的保育事業者等は、事業の目的や運営の方針など、運営規定を明確にして事業を実施しなければならないことと規定しており、その内容につきましては、国基準と同一としております。

続きまして、第22条でございますが、家庭的保育事業の設備の基準を規定しております。家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで定員6人以下の少人数を対象に、きめ細やかな保育を実施する事業でございます。家庭的保育事業の保育室については、一人当たり3.3平方メート

ル以上とすることを基本としています。また、屋外遊技場に関しては、同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭を求めるとともに、家庭的保育が小規模な事業であることから、他の法的施設の敷地、その他の付近の代替地でも可能としております。また、調理設備の衛生にかかわる基準は、利用乳幼児の健康を保つために必要であるため必須としております。

第23条は、家庭的保育事業の職員の基準を規定しております。家庭的保育の職員の資質を確保するために保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められるものとして、必要な研修の終了を求めることを基本としております。また、職員の配置についても、家庭的保育者一人に対して、乳幼児の数は3人以下、家庭的保育補助者とともに保育をする場合については5人以下と規定するものでございます。

第24条は、家庭的保育事業の保育時間を規定しております。保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めることを規定しております。 第25条は、家庭的保育事業の保育の内容について規定しております。内容については、町内の公立保育所と同様に、厚生労働大臣が定める保育所、保育指針に準じて保育を提供するものと規定しております。

議案資料の14ページをごらんください。

第27条は、小規模保育事業をA型、B型、C型の三つの型に分けることとして規定をしております。小規模保育事業は比較的小規模で、家庭的保育事業に近い雰囲気のもとで、定員6人から19人の間できめ細やかな保育を実施します。区分ごとに職員数、保育従事者の資格要件、面積等が異なりますので、区分ごとに規定をしております。

第28条からは、小規模保育事業A型について具体的な基準を規定しております。第28条は、設備の基準を規定しております。主な内容としましては、0歳から1歳児の乳児室、保育室を設けることとし、その面積は乳児、または、幼児一人につき3.3平方メートル以上とすること。2歳児については保育室、遊戯室を設けることとし、その面積は幼児一人につき1.98平方メートル以上としております。また、2歳以上の幼児を対象とする施設については、屋外遊戯場を設けることとして規定しております。

第29条は、職員の基準を規定しております。保育を行う職員は、保育士の資格のあるものとします。保育士の数は、認可保育所と同様に0歳児については、幼児3人に一人の保育士、1歳、2歳児については幼児6人に対して、一人の保育士とした上で、全体の職員配置は小規模事業の特性を踏まえ、保育に従事する職員を一人追加配置することとしております。なお、同条第2号、第3号、第4号は地域の保育体制等の事情により、3歳以上の児童に対する保育を小規模保育事業で行う場合の職員配置を規定をしております。

続きまして、第30条は、保育の時間、保育の内容、その他の規定について、家庭的保育事業の内容を準用することを規定しております。

続きまして、第31条からは、小規模保育事業B型について具体的な基準を規定しております。 第31条は、職員の基準を規定しております。保育を行う職員は、A型と同様とし、その2分 の1以上を保育士の資格のあるものとします。なお、同条第2項第3号、第4号は地域の保育体 制等の事情により、3歳以上の児童に対する保育を小規模保育事業で行う場合の職員配置を規定 しております。 第32条では、保育の時間、保育の内容、その他の規定について、家庭的保育事業の内容を準 用することを規定しております。

第33条からは、小規模保育事業C型について、具体的な基準を規定しております。

第33条は、設備の基準を規定しております。主な内容としましては、小規模保育事業A型と同じですが、2歳以上の保育室と遊具室についても、その面積を、幼児1人につき3.3平方メートル以上としております。

第34条は、職員の基準を規定しております。C型の保育従事者は、家庭的保育者、これは町長が行う研修を終了した保育士、または、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者のうち、町長が認める者ということでございます。家庭的保育者一人が保育することができる乳児の数は3人以下としております。なお、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下と規定をしております。

第35条は、利用定員の基準を規定しております。児童福祉法第6条の3第10項では小規模保育事業所の定員は6人以上、19人以下とされており、A型、B型については、その規定に基づきますが、C型につきましては、その規定にかかわらず厚生労働省令、これは国が示しておる基準でございますが、省令どおり6人以上、10人以下としております。

第36条は、保育の時間、保育の内容、その他の規定について家庭的保育事業の内容を準用することを規定しております。

議案資料の17ページをごらんください。

第38条からは居宅訪問型保育事業について規定をしております。居宅訪問型保育事業は、住みなれた居宅において、1対1を基本とする保育を実施する事業でございますが、対象となる保育は障害疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難である乳幼児に対する保育等を想定しております。

第38条は、居宅訪問型保育事業の設備及び備品について規定をしております。保護者の居宅において保育を行う事業の特性上、設備、面積基準を設けないことを基本としております。

第39条は、居宅訪問型保育事業の職員基準を規定しております。居宅訪問型保育事業の保育者は家庭的保育者とし、家庭的保育者一人に対して一人の乳幼児を基本としております。

第42条からは、事業所内保育事業について規定をしております。第42条は、利用定員について規定をしております。事業所内保育所は、企業が主として、従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するものです。事業所内保育所については、従業員枠の子供に加えて、地域において保育を必要とする子供を受け入れることが必要としております。

第43条は、設備の基準について規定しております。事業所内保育事業は保育所型定員20人以上と、小規模型定員19人以下があります。本条は、保育所型定員20人以上の設備の基準を定めております。主な内容としましては、0歳から1歳の乳児室、保育室等を設けることとし、乳児室の面積は、一人につき1.65平方メートル以上とすること。保育室の面積は一人につき3.3平方メートル以上としております。

第44条は、保育所型事業所内保育事業の職員の基準を規定しております。保育所型については、定員数が20人以上であることから、保育所の基準に準じて規定をしております。

第47条は、小規模事業所内保育事業の職員の基準を規定しております。小規模型については

一般的な事業規模として、小規模保育事業と同程度になるため、この事業の基準と整合性を図って規定しております。

第48条は、保育の時間、保育の内容、その他の規定について、家庭的保育事業の内容を準用することを規定しております。

大変長くなりましたが、以上で、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、 ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第67号 与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第67号 与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この議案は、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立をし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援制度が創設をされました。

新制度では、国の基準を踏まえて、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、 条例で基準を定めることと規定されたことに伴い、この条例を制定するものであり、平成27年 度から運用開始となるため、平成26年度中に周知も含め条例を制定する必要がございます。

条例の詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認を いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) それでは、議案第67号 与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明を申し上げます。

この事業は、いわゆる学童保育ということでご理解をいただきたいと思います。この条例は、 事業者が提出をする設置届を町が受理する要件を定めるものでございます。各規定の主な内容に つきましては、議案資料に基づき主な条文のみのご説明とさせていただきます。

議案資料の21ページをごらんください。

まず、第5条でございますが、放課後児童健全育成事業の一般原則を規定しており、国基準が 本町の実情に適合し、かつ適正であると判断したことから、その基準と同一の基準を定めるもの としております。

現状との大きな変更点でございますが、従来の学童保育につきましては、小学校1年生から小学校3年生まで、ただ、障害をお持ちの児童につきましては、4年生以上も受け入れをしておりますが、基本的には3年生までということにしておりますが、今回の法改正で小学生全体に拡大するものでございます。

第9条は、設備の基準について規定をしております。専用区画の面積基準については、国の基準に準じて、児童一人につき、おおむね1.65平方メートル以上で整備するものとしております。

第10条は、職員について規定をしております。放課後児童支援員の配置人数及び資格の要件については、従うべき基準であるため、国基準のとおり定めるものですが、都道府県知事が行う研修を終了したものとの規定につきましては、平成32年3月末までの経過措置を附則で規定をしております。

具体的には、放課後児童支援員は一施設に2名以上配置としますが、そのうち一人を除き補助員での代替を可能とします。なお、放課後指導支援員は、保育士、社会福祉士、教諭等とし、都道府県が実施する研修修了者としております。また、支援の単位については、国基準のとおり規定しておりますが、現在、事業を実施している一部の学童施設に定員50名の施設があるため、平成32年3月末までの間は、支援の単位を50名以下でも可とする経過措置を附則で規定をしております。具体的には、加悦の学童保育が50名となっております。

議案資料の22ページをごらんください。

第14条は、事業の運営規定を規定しております。放課後児童健全育成事業者が事業の目的や 運営の方針など、運営規定を明確にして事業を実施しなければならないことと規定しており、そ の内容につきましては、国基準が適正であると判断し、同一の基準を定めております。

第18条は、開所時間及び日数を規定しております。一日の開所時間については、授業の休業日は8時間以上、休業日以外の日は3時間以上とし、年間の開所日は250日以上を原則としております。

参考でございますが、現在、町で実施をしております学童施設では土曜日、学期休暇は午前7時45分から午後6時30分までの10時間45分、休業日以外の日は午後2時から午後6時30分までの4時間30分を開所しております。

以上、まことに簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、 ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第68号 与謝野町いじめ防止対策推進委員会等条例の制定について を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第68号 与謝野町いじめ防止対策推進委員会等条例の制定について、ご説明を申し上げます。

いじめ防止対策推進法が、平成25年6月28日に公布をされ、同年9月28日に施行されま した。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要ですが、いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、いじめは卑劣な行為であるなどといった認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、学校を含めた社会全体、社会総かがりでいじめの問題に対峙をし、基本的な理念や体制を整備していく必要がございます。

この議案は、いじめ防止対策推進法及び与謝野町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策協議や重大事態に係る調査などを行うため、与謝野町いじめ防止対策推進委員会を

教育委員会の附属機関として設置をし、また、教育委員会、または学校が行う重大事態に係る調査の結果について、再調査などを行う必要があると認めるとき、町長の附属機関として与謝野町いじめ調査委員会を設置する必要があることから、別紙のとおり条例制定を提案させていただくものでございます。

この組織の役割についてですが、教育委員会の附属機関となる与謝野町いじめ防止対策推進委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための調査研究や有効な対策を検討するため、専門的知見からの審議を行うなどの機能を持つことになります。

次に、町長の附属機関となる与謝野町いじめ調査委員会については、教育委員会や学校が行う 重大事態に係る調査の結果について、重大事態への対応、または同種の事態の発生防止のために 必要と認めるときに公平性、中立性を確保して再調査を行うことになります。

条例の詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 長島教育推進課長。

教育推進課長(長島栄作) それでは、議案第68号 与謝野町いじめ防止対策推進委員会等条例の制定 につきまして、ご説明申し上げます。

ただいま町長から説明がございましたとおり、いじめ防止対策推進法が平成25年6月28日に公布、同年9月28日に施行となっており、同法第12条では、地方いじめ防止基本方針を地方公共団体が定めるよう努めるものとなっております。また、同法第13条では、学校いじめ防止基本方針を各学校が定めるものとなっております。

町では、各学校がいじめ防止基本方針を定めるに当たり、町においてもいじめ防止基本方針を 定める必要があるとの考えから、5月に与謝野町いじめ防止基本方針を定めたところでございま す。この町のいじめ防止基本方針に基づきまして、教育委員会の附属機関として、与謝野町いじ め防止対策推進委員会を設置し、町長部局の附属機関として、与謝野町いじめ調査委員会を町長 部局に設置するものです。

議案書60ページからの条文に沿いまして、主な内容をご説明申し上げます。

まず、第1章では教育委員会の附属機関と位置づけます与謝野町いじめ防止対策推進委員会の組織について記述しております。

第2条、所掌事務では、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止などのための対策や教育委員会が必要と認める事項について調査審議を行い、答申や意見具申を行うこととしております。

第3条、組織では、委員の委嘱について、学識経験のある者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱することとしており、委員には保健所や児童相談所、臨床心理士、人権擁護委員などといった方々を想定いたしております。また、委員の人数は10人以内を想定いたしております。

第4条では、委員の任期を2年といたしております。

第5条では、委員長及び副委員長の選任について、規定をいたしております。

第6条、会議では第3項で議事は出席した委員の過半数で決することを規定いたしております。 第7条、臨時委員では特別の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委 員を置くことができる規定といたしております。 第8条、意見の聴取では、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の会議への出席を要請し、意見を聞き、また、資料の提出を求めることができる規定といたしております。

第9条、庶務では、推進委員会の庶務を教育委員会事務局が行うこととしており、第10条では、条例の委任について規定をいたしております。

第2条、所掌事務では、町長の諮問に応じて、また、法第28条第1項の規定に基づきまして、 教育委員会や学校が行う重大事態に係る調査の結果について、重大事態の対処、または、同種の 事態の発生防止のために必要と認めるとき、公平性、中立性を確保して再調査することといたし ております。

第13条では、調査委員会の庶務としては、町長部局において処理することといたしております。

第14条では、教育委員会の附属機関と町長の附属機関とで重なる内容となる条文について、 与謝野町いじめ調査委員会においても準用する規定としており、調査委員会の委員の人数につき ましては、5人以内と規定をいたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、 お願い申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第69号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第69号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、提 案理由の説明をいたします。

母子及び寡婦福祉法について、題名を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正する法律が平成 26年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の条例改正では、条文中の関連法律の題名を整理するもので、制度改正を伴うものではございません。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します

これより議案第69号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第69号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第70号 与謝野町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第70号 与謝野町営住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明申し 上げます。

中国残留邦人などの円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年12月13日に公布をされ、平成26年10月1日から施行されることとなりました。

それに伴い、法の題名が中国残留邦人などの円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められることから、町営住宅の入居者資格の規 定などに関し、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長(今田博文) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第71号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第71号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条 第1項の定めにより、議会の議決を得て計画を変更する必要があるものでございます。

この法律に定める計画は、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を促進する ために必要な財政上の特別措置などを定め、辺地と、その他の地域との間における住民の生活文 化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。

この計画に基づいて事業を実施するものについては、財政上の優遇措置である辺地対策事業債の対象事業として認められるものでございます。加悦奥辺地の総合整備計画につきましては、平成25年度に策定をし、有機物供給施設整備事業を進めてまいりましたが、今回、その有機物供給施設整備事業の平成26年度分を追加するとともに、平成25年度分事業費の確定により、事業費を変更するものであり364万3,000円を増額し、1,439万3,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第72号 香河辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第72号 香河辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明 を申し上げます。

香河辺地の総合整備計画につきましては、平成24年度に策定をし、町道明石香河線改良事業、 冷凍米飯加工施設整備事業、簡易水道統合整備事業を進めてまいりましたが、今回、冷凍米飯加 工施設整備事業の平成26年度分を追加をするとともに、明石香河線改良事業の平成25年度分 の事業費の確定により事業費を変更するものであり、今回1,362万4,000円を増額をし、 総額で4億8,990万1,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、 お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第73号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第73号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご 説明を申し上げます。

岩屋西部辺地の総合整備計画につきましては、平成23年度に策定をし、町道岩屋川線改良事業、岩屋簡易水道整備事業を進めてまいりましたが、今回、岩屋川線改良事業の平成26年度分を追加をするとともに、平成25年度分の事業費の確定により、事業費を変更するものであり、今回、305万5,000円を増額し、総額で1億6,727万9,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう お願い申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時30分に再開します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に、日程第16 議案第74号 財産の取得について (除雪ドーザ) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) それでは、議案第74号 財産の所得について、ご説明を申し上げます。

今回購入の除雪ドーザは、平成27年度から町道などの除雪作業に使用するものでございます。 当機械は除雪をした雪を集積する空き地が少ない住宅密集地での除雪作業を予定しているため、

除雪した雪を山積みにすることができるようにバケット使用にしております。

概要につきましては、添付の議案資料にお示しをしておりますが、8月6日に3業者から見積 書を徴取しました結果、契約の相手方は志摩機械株式会社丹後営業所所長 白数道明、取得金額 は925万5,600円で、うち消費税相当額は68万5,600円でございます。契約期間は、 本件議決日の翌日から平成27年3月31日までとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議をいただき、ご承認い ただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) それでは、議案第74号の財産の取得について、除雪ドーザについて、説明をさせていただきます。

議案資料の37ページをお開き願います。平成25年度で積雪寒冷地道路の見直しがございまして、指定道路の延長増が国によりまして認められたことから、また、格納する車庫についてもめどが立ったことから、今回、除雪ドーザの8トン級を1台購入するものでございます。

先ほど、町長のほうからもございましたように運搬、排雪をできるスノーバケットタイプを選定をさせていただいております。38ページにカタログの写しをつけておりますので、お目を通していただけたらというふうに思っております。メーカーにつきましては、日立建機株式会社のものでございます。除雪の主要諸元につきましては、ここに書いてあるとおりでございますので、省略をさせていただきます。

取得金額925万5,600円につきまして、そのうちの400万円につきましては、社会資本整備総合交付金を使わせていただきたいというふうに思っております。

過日、ここでも説明をさせていただきましたけれども、7月11日に見積もりを徴取させていただきましたけれども、除雪期間に間に合わないというふうなこともございまして、再度、一旦、クローズをさせていただいて、8月6日の日に見積もり徴取をさせていただいたというふうな内容でございます。

何とぞご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第75号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の締結 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第75号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明を申し上げます。

この工事は、平成24年度に策定をいたしました与謝野町橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、 従来の、悪くなってから補修、補強対策を行うという対症療法型の維持管理手法に、橋の傷みが 小さいときから計画的に補修、補強するという予防保全型の維持管理手法を取り入れ、順次、橋 梁の補修、補強を行うものでございます。

工事概要につきましては、添付の議案資料にお示しをしておりますが、7月31日に指名競争 入札を、参加業者10社により執行いたしました結果、契約の相手方は、酒井工業株式会社、代 表取締役 仲辻浩一、契約金額は5,263万9,200円で、うち消費税相当額は389万9,200円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成27年2月28日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、承 認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) それでは、議案第75号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の 締結についてを説明をさせていただきます。

橋梁の長寿命化計画は、路線の重要度、あるいは橋梁の重要度を考慮し、優先順位を決定し行 うものでございます。

今回の三つの橋梁は緊急輸送道路でございます国道 1 7 6 号と市街地を結ぶ一級町道と二級河 川野田川が交差する部分にある橋梁でございます。

議案資料の39ページをお開きいただきたいと思います。工事名につきましては、先ほど申しましたように三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事でございます。

工事場所につきましては、与謝野町字三河内他地内でございます。

40ページに位置図をつけておりますので、また、お目を通していただけたらというふうに思っております。

3の工事内容でございます。41ページをお開きいただきます。三河内大橋につきましては、 平成元年度に架設を行った橋でございまして、右上のほう側に三河内大橋の当時の設計条件を付 記しておりますが、三河内大橋の上部工は標準断面図のとおり、合成構造となっております。主 桁は鋼の箱桁が3連設置する構造で、1連が2メートル20の幅がありますので、3連で6メー トル60の幅となっています。その主桁の上に鉄筋コンクリートからなる床板が結合されており まして、高欄があります重複分も入れて9メートル25ございます。その上に車道と歩道部分に アスファルトが施してあるというふうな構造になっております。

今回、補修を行いますメニューにつきましては、クラック補修につきましては床板部分に発生 しておりますひび割れ補修を行うものでございます。

次に、橋面防水工につきましては、床板に水が浸透しないというふうにさせていただきたいというふうに思っておりまして、床板の表面に防水工事を行いたいというものでございます。舗装工につきましては、先ほどの工事を行う場合には一旦、舗装を取り除く必要があることから、補修工事をした後に舗装をかけるものでございます。

次に、高欄塗装につきましては、架設後1回も、この高欄部の補修をしておりませんので、今回、改めまして塗装を行いたいというものでございます。

次に、42ページをお開き願います。嘉久屋橋の全体一般平面図がございますけれども、嘉久屋橋につきましては、平成6年に京都府が架設をした橋でございまして、42ページの設計条件にありますように、PC橋、いわゆるプレストレストコンクリートというふうに呼ばれておりますT字の桁を4連架設をしたものでございまして、その上にアスファルトが乗っているというふうな断面でございます。

今回の補修は、その桁の補修と、桁の表面に防水工事を施すというふうなものでございます。

舗装につきましては、先ほども申し上げましたけれども、桁の防水工事をする場合には一旦、舗装を取り除くということが必要になっておりますので、補修工事をした後に舗装を行いたいというものでございます。

次に、伸縮装置の取りかえというのがございますけれども、これにつきましては両端に伸縮装置というふうなものを設けておりまして、地震だとか、そういった部分の衝撃を和らげるというふうな効果がありますけれども、その部分に、路面排水によりまして、ごみがたまっておるというふうな構造になっておりますことから、今回、新しいものに取りかえを行いたいというものでございます。

それから、43ページの嗎橋でございます。嗎橋につきましては、昭和60年に架設されたもので、三河内大橋と同様に合成桁の構造となっております。クラック補修につきましては、先ほども申し上げましたように、床板部分に発生しています、ひび割れの補修を行いたいというものでございます。橋面防水工につきましても床板工に水が浸透しないということを目的としておりまして、床板の上面の部分に防水工事を施すものでございます。舗装工につきましては、先ほど申し上げましたようなことで、再度、舗装をかけさせていただくということでございます。

それから、伸縮装置の補修につきましては、路面排水によりまして土砂がたまっているという ふうなこともございますので、それらを取り除いて伸縮装置の補修を行うものでございます。

最後に橋梁塗装については、これも鋼の部分で主桁の部分ができておりますけれども、さびが 発生しておりますことからケレンを行いまして、再度、塗装を行いたいというものでございます。 以上が、今回の補修内容でございます。

それではまた、39ページにお戻りいただきたいと思います。4番の契約事項には、ここにも書いてございますとおりでございまして、このうちの5, 263 万9, 200 円のうちの3, 421 万5, 480 円につきましては、社会資本整備総合交付金を使うものでございまして、補助率は65%ということでございます。

今回の補修工事のように、橋梁本体にかかわるような補修工事をしたことがあるかというふうなことを町内業者のほうに調査をさせていただきましたけれども、こういうふうな専門的な補修工事の経験はないと、ありませんというふうな内容でございましたので、7月11日に指名願を提出をされています橋梁補修工事を専門的に行っています3社によりまして、指名競争入札を行いましたが、2社から辞退届が提出され、流会となったものでございます。そこで京都府に指名願を提出しています10社、このうちの1社につきましては7月11日の入札会に参加してくれた業者でございますけれども、10社に対して、再度、見積もり依頼をさせていただきましたが、見積金額が予定価格を上回るというふうな内容でございまして、辞退が相次いだというふうなことで、7月11日に入札会に参加してくれた業者のみから見積もりを徴取をすることができました。こういうふうな実情でございまして、今回、この業者と契約の締結をしたく上程をさせていただいたというものでございます。

何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第76号 統合簡水与謝簡易水道桜内浄水場改良工事請負契約の締結 についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第76号 統合簡水与謝簡易水道桜内浄水場改良工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この工事は、既設桜内浄水場の老朽部分の改良とあわせてリフレかやの里の営業などにより施設が能力超過となっているため、その改善を目的とした拡張、さらには遠隔監視も可能な施設に改良するものでございます。

工事概要につきましては、添付の議案資料にお示しをしておりますが、8月6日に条件つき一般競争入札を参加業者8社により執行いたしました結果、契約の相手方は山城建設株式会社、代表取締役 山城甲太郎、契約金額は9,725万9,400円で、うち消費税相当額は720万4,400円でございます。工期は、本件議決日の翌日から平成27年3月25日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認い ただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) それでは、議案第76号の工事内容をお手元にお配りしております議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の最後のページ、45ページに図面をおつけしておりますので、ごらんください。 位置的には金屋・桜内地区の加悦工芸の里の山手側になります。初めに浄水場の仕組みでございますが、水源は桜内川の表流水で、浄水場から約100メートル上流に設置した取水ゲートで取水しております。平面図では下側が上流方向になります。この水は導水管により浄水場に送られ、図面右下の一次ろ過池で大きな不純物を取り除き、次の緩速ろ過池で、さらにろ過した後、塩素を注入し飲料水となります。

でき上がった水は、浄水場内の低区配水池と浄水場東隣の山に設置しました高区配水池に、それぞれ貯水され、排水流量計を通って桜内、平林地域に配水するというものでございます。

これからご審議いただきます施工箇所は赤く色を塗っております部分となりますが、説明につきましては、図面中ほどに旗上げをしている項目を下から順に上へと申し上げます。

まず、一番下の緩速ろ過池の新設でございますが、現在、既設の緩速ろ過池は、日で計画、一日最大給水量97トンの能力に対し、実績でははるかに超える210トンもの水を給水しており、能力超過となっております。

そこで、これに対応できるよう計画を見直し、計画一日最大給水量216トンの施設能力にするもので、結果といたしまして緩速ろ過池を増設することといたしております。構造は、鉄筋コンクリートづくりの短辺5.5メートル、長辺5.7メートル、深さ3.1メートル、一日当たりのろ過水量は108トンでございます。これは既設のろ過池1と同じ能力で、今回の新設により合計3基となり、計画一日最大給水量が216トンですので、通常は3基で余裕を持って運転をし、ろ過砂のかき取りや入れかえなどの作業時には、日運転に切りかえる運転形態といたします。

次に、その上の低区配水池の新設でございますが、これも鉄筋コンクリートづくりで短辺

6.6メートル、長辺9.1メートル、深さ4.2メートル、有効貯水量は127トンの低区配水池を増設いたします。これにより既設の低区配水池91トンと既設の高区配水池62トン、合わせまして総貯水量は280トンとなり、計画給水量の一日分を貯水できることとなります。

次に、一番上の高区配水流量計と、その下の低区配水流量計は、それぞれの配水池から給水区域へ配水量を計測する流量計の方針でございます。

次に、図面右側の旗上げに移りまして、一番上と、その下の高区送水流量計と送水ポンプ設備は建屋の地下にあります既設の低区配水池から高区配水池へ送る送水ポンプ2台の更新と、高区送水流量計の更新でございます。その下の塩素滅菌設備とろ過調整室及び電気室の改修、及び浄水場制御盤でございますが、老朽化した既設建屋の屋根や壁などの改修を施した上で塩素滅菌設備として次亜塩素注入ポンプ2台の更新を行うほか、電気計装設備として浄水場を制御する制御盤の更新設置を行います。

なお、制御盤の更新は新たに遠隔監視、及び非常時の担当者への情報伝達を含めた機能を持たせることとしています。

次に、その下の水質計器室の改修と濁度計は、老朽化した既設建屋の屋根や壁などの改修を施し、この中に、これまでにはなかった原水濁度計1台、浄水濁度計1台を新設します。このほか、旗上げはしておりませんが、老朽化及び仕様変更による場内配管の布設がえ、附帯設備として場内舗装、フェンスの修繕、さらには浄水場より約100メートル上流の取水ゲートの更新も行います。

なお、前のページに戻っていただきまして、中よりやや下段の5番に工事の財源内訳をおつけ しておりますが、そのうち一般財源のところを見ていただきますと、1,100万円につきまし ては、国のがんばる地域交付金を充てることとしております。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第77号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) それでは、議案第77号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)に ついてご説明を申し上げます。

今回の補正は1億5,844万8,000円を追加をし、総額を119億4,616万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。17、18ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、秘書及び渉外業務では、8月15日夜から17日にかけての豪雨により、大きな被害に遭われた福知山市に対しまして、災害見舞金を贈るため町長交際費を20万円追加いたしております。

第10目情報システム費、電算システム管理運営業務では、平成28年1月から社会保障税番号制度、別名マイナンバー制度が社会保障分野や税分野で順次利用されることから、与謝野町で

も基幹業務システムなどのシステムの改修を実施をし、制度開始に向けた準備を進める必要がありますので、第19節負補交、負担金を総額749万3,000円追加をいたしております。

第12目有線テレビ管理費では、次のページにかけての有線テレビ施設整備事業を550万円 追加いたしております。これはインターネットプランへの変更申し込みのほか、新規加入者が、 ことしも伸びてきているため、今後のプラン変更、新規加入者の見込みから有線テレビ引き込み 委託料を追加するものでございます。

次に、23、24ページをお開き願います。第3款民生費、第1項社会保障費、第1目社会福祉総務費では、新規事業といたしまして介護職員初任者研修事業を142万円追加をいたしております。これは看護職などの人材不足が深刻化している中、町内の福祉事業者からなる与謝野町福祉事業所連絡会が介護職員初任者研修を実施されることから、保険者である与謝野町といたしましても、少しでも多くの方に福祉事業所に就労されることを支援していくが必要であると考え、初任者研修を終了した方で、老人福祉施設などに就労、または就労予定者の方に自己費用の3分の2、または、上限10万円の補助金を交付するものでございます。

なお、この支援策は、深刻な人材不足を解消するための緊急支援策として考え、平成26年、 平成27年度の2年間、実施をすることといたしております。

第2目障害福祉費、障害福祉サービス事業では、第19節負補交、重症心身障害児者ショートステイ利用支援事業費補助金を21万円追加いたしております。これは北部医療センターが在宅重症心身障害児者の方の短期入所の受け入れを開始されたことから、受け入れ環境の向上のための経費に対しまして補助金を北部医療センターに交付するものでございます。

第3目高齢者福祉費、高齢者福祉施設整備事業では、第19節負補交、与謝野町公的介護施設など整備事業補助金を650万円追加いたしております。これはNPO法人のわおんさんが金屋地区におきまして世代間交流や交流者の生活支援拠点として、地域支え合いセンターを開設される事業に対して、国の間接補助事業により補助金を交付するもので、歳入は13、14ページの第13款国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、地域介護福祉空間整備費など、交付金に同額の650万円を追加いたしております。

次に、25、26ページをお開き願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では簡易水道特別会計繰出金、がんばる地域交付金分を1,300万円追加いたしております。これは歳入でも、この後、ご説明をいたしますが、国の経済対策関連の補助金として地域のがんばる交付金が総額2,670万4,000円交付されますが、簡易水道整備事業の一部が、がんばる地域交付金の算定基礎となり、交付金が交付をされますので、算定相当額の1,300万円を簡易水道特別会計に繰り出すものでございます。

第2目予防費、次のページにかけての予防接種事業では水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンが10月から定期接種になることから、第13節委託料を1,301万5,000円追加するほか、後期高齢者医療制度に該当する方で対象年齢になられる方を対象に成人用肺炎球菌ワクチンの自己負担の一部を助成するため、第20節扶助費を100万円追加いたしております。

第2項清掃費、第1目清掃総務費一般経費では、老朽化が進む宮津与謝地域のし尿処理施設の整備について、宮津市、伊根町及び与謝野町のし尿などの処理のあり方を調査研究し、し尿処理施設の整備方針を方向づけるための判断材料をそろえるため、1市2町が協働により宮津与謝し

尿処理のあり方研究会を設置し、研究を始めるため第19節負補交、負担金を1市2町、同額の 200万円追加をいたしております。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費では、京野菜こだわり産地支援事業を630万円追加をいたしております。京野菜などの産地育成を目的としてパイプハウス整備にかかる経費を助成するもので府50%、町20%の計70%を支援するものでございます。

次に、31、32ページをお開き願います。第8款土木費、第3項河川費、第3目河川改良費では、石川の鞭谷川及び幾地の深田水路の水路整備工事費などを追加をし、河川改修事業を総額で4、330万円追加をいたしております。

次に、33、34ページ、第9款消防費、第5目災害対策費、豪雨災害対策事業は、総額で 743万1, 000円追加をいたしております。これは8月9日、10日にかけて接近をいたしました台風11号に伴う豪雨により土砂でいっぱいになった沈水升の浚渫や水路、法面などの修繕が必要になったものでございます。

次の災害対策一般経費では、与謝野町社会福祉協議会が8月23日に福知山市への災害復旧支援ボランティアの派遣を実施されたのを受け、その際のマイクロバスを町で借り上げましたので、第14節使用料及び賃借料、自動車借上料を10万円追加いたしております。

次に、35、36ページをお開き願います。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、自校給食事業を232万3,000円追加をいたしております。これは自校給食を実施をしております岩滝小学校におきまして、調理用スチームオーブンが老朽化から、時々、温度が上がらないなどの動作が不安定であり、今後の給食調理に支障を来すおそれがあることから、機器の更新経費を追加するものでございます。

次に、37、38ページの第14款予備費は449万円を追加し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第13款国庫支出金、第2目国庫補助金、第1節総務管理費補助金は、総額で3,491万6,000円を追加いたしております。これは歳出でもご説明をいたしましたマイナンバー制度対応によりますシステム改修費に対して補助金が交付をされることから、社会保障税番号制度システム整備補助金を821万2,000円追加するほか、国の平成25年度補正予算(第1号)により追加をされた公共投資の地方負担の軽減を図るために、地方負担総額の4割程度が交付をされる、がんばる地域交付金を2,670万4,000円追加をいたしております。このがんばる地域交付金は、歳出でご説明いたしましたとおり、簡易水道特別会計に繰り出しし、簡易水道改良事業に充てるほか、6月補正予算に追加をいたしました旧石寛倉庫解体工事の財源として充てることといたしております。

第14款府支出金、第5目農林水産業費府補助金、第1節農業費補助金は歳出でご説明をいた しました京野菜こだわり産地支援事業の府負担金など、総額で800万円追加をいたしておりま す。

次に、第3項委託金、第1目総務費委託金、第3節選挙費委託金は京都府知事選挙の委託金の 交付決定に伴い694万4,000円を減額いたしております。

第18款繰越金は、前年度繰越金が1億436万2,000円で確定をいたしましたので、当

初予算計上額の1,000万円を引いた9,436万2,000円が追加可能財源でありますが、 今後の補正予算の財源とするため7,500万円のみを今回の補正予算で追加をいたしておりま す。

次に、15、16ページ、第20款町債、第7目土木債は、道路新設改良事業で辺地債を、河川改修事業で合併特例債を充てることとし、総額で4,540万円追加をいたしております。第12目臨時財政対策債は、普通交付税の算定により確定をいたしましたので1,936万3,000円減額いたしております。なお、8ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご 審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第78号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第78号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は247万8,000円を追加をし、総額を7億6,567万8,000円とする ものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。11、12ページをお開き願います。第6款繰入金は、一般会計繰入金、がんばる地域交付金分を1,300万円追加をいたしております。これは簡易水道改良事業の一部が、がんばる地域交付金の算定基礎となり、交付金が交付をされますので、今後の交際費抑制のため、既存事業の加悦簡易水道、与謝簡易水道整備事業の町債発行を軽減し、がんばる地域交付金を充てるものでございます。

第7款繰越金は、前年度繰越金が確定をされましたので、247万8,000円を追加いたしております。

第9款町債は、一般会計繰入金と同額の1,300万円を与謝簡易水道施設整備事業債、加悦 簡易水道施設整備事業債、それぞれ減額をし調整をいたしております。なお、6ページに第2表 地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、歳入でございます。

次に、13、14ページ、歳出でございますが、第5款予備費を247万8, 000円追加をし、調整をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第79号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第79号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号) について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は事業勘定のみの補正でございまして、2,366万7,000円を追加をし、総額を25億7,435万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第3款地域 支援事業、第2項包括的支援事業・任意事業、総合相談事業では第14節自動車借上料を17万 1,000円追加をいたしております。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、国、府、それぞれへの前年度精算分として 返還金を2,298万5,000円追加をいたしております。

第8款予備費は51万1,000円を追加をし、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第3款国庫支出金から第7款繰入金、第1項一般会計繰入金まで、歳出の地域支援事業費の追加を伴うもので、それぞれの負担割合に応じて交付金繰入金額を計上し、総額13万3,000円を追加をいたしております。

第7款繰入金、第2項基金繰入金は、介護保険事業基金繰入金を2,300万円追加し、調整いたしております。

第8款繰越金は、前年度繰越金が確定をいたしましたので53万4,000円、追加をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第80号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第80号の平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は429万1,000円を追加をし、総額を2億8,152万1,000円とする ものでございます。

まずは、歳出からご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度分の保険料など、負担金の確定から、第19節負補交を425万9,000円追加をいたしております。

第4款予備費は3万2,000円を追加をし、調整をいたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第4款繰越金は、平成25年度決算により前年度繰越金

を429万1,000円追加をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第81号 平成26年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第81号 平成26年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号) について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は29万9,000円を追加をし、総額を8,517万9,000円とするものでございます。

まず、歳入について、ご説明を申し上げます。10、11ページの第1款分担金及び負担金から第6款諸収入まで、全てを各財産区の補正に基づき追加、あるいは減額をいたしております。 以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。16、17ページから最終ページにかけての第1款財産区管理費は、これも各財産区の補正により、それぞれの財産区において追加、あるいは減額をいたしております。

なお、26、27ページの第2款予備費は105万5, 000円減額をし、調整をしております。

以上が、平成26年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。 よろしくご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第82号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)を 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第82号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)につきま して、ご説明を申し上げます。

今回の補正は収益的支出のみの補正でございます。3、4ページをお開き願います。第1款水道事業費用、第2項営業費用、第1目原水及び浄水費、第21節委託料で、男山浄水場に保管の使用済み高圧コンデンサをポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき処分をするため、71万4,000円を追加をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで、2時35分まで休憩します。

(休憩 午後 2時17分) (再開 午後 2時35分)

議長(今田博文)休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第25 議案第83号 平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第35 議案第93号 平成25年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、以上、11件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(今田博文) 異議なしと認め、日程第25 議案第83号から日程第35 議案第93号の決 算認定に係る11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長(山添藤真) 議案第83号 平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから、 議案第93号 平成25年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、その概要を一括して ご説明を申し上げます。

別冊の決算参考資料に基づいての説明とさせていただきます。

それではまず、13、14ページの各会計歳入歳出決算総括表をごらんいただきたいと思います。

一般会計と特別会計との総合計は、歳入歳出の予算額が207億80万円に対し、収入済額が196億3,340万4,000円、支出済額が193億862万1,000円で、差し引きをいたしますと3億2,478万3,000円の黒字でございます。なお、一般会計及び簡易水道特別会計では、翌年度に明許繰越を行っております。

その下に公営企業会計であります水道事業会計の決算を上げております。収益的収入総額が 1億4, 869万7, 000円、収益的支出総額が 1億6, 739万8, 000円でございました。企業会計ですので収支の差し引きとはなりませんが、当年度の純損失としては 1, 960万3, 000円となり、この損失は、利益剰余金としてある減債基金積立金 1, 303万円で欠損処理を行い、不足をする <math>657万3, 000円につきましては、繰越欠損金とするものでございます。

また、資本的収入総額は68万5,000円、資本的支出総額は6,646万5,000円で、 資本的収入額が資本的支出額に不足をする額6,578万円につきましては、当年度分損益勘定 留保資金6,487万8,000円及び消費税資本的収支調整額90万2,000円で補填をい たしております。

15、16ページでは、歳入歳出決算額の推移を掲載し、前年度との比較をいたしております。また、普通会計など財政状況調では、実質収支は2億870万1,000円の黒字となっており、平成24年度の実質収支と比較をいたします単年度収支は371万8,000円の黒字、実質単年度収支は1,364万1,000円の黒字となっております。

下側の諸係数が財政状況を分析する上で最も基本となるものでございます。それでは、まず、 左側の財政力指数ですが、この比率が「1」に近いほど財源に余裕があるものとされております が、3力年平均で0.3となっておりまして、相変わらず財政基盤の弱い状況となっております。 経常収支比率は89.7%となっておりまして、前年度より2.4ポイント高くなりました。その要因といたしましては、人件費の経常一般財源は減少しているものの、扶助費や補助費、物件費などの経常一般財源が増大したことなどによるものでございます。

次に、実質公債費比率は3カ年平均で14.7となっており、平成24年度と比較をいたしますと0.9ポイント減少しております。また、実質赤字比率と連結実質赤字比率ですが、全ての会計において黒字であり、どちらの指標も該当いたしません。

次の将来負担比率ですが、数値は135.2となっており、早期健全化基準として定められております350と比較をいたしますと負担の少なさが読み取れます。平成25年度と比較をいたしますと、20.9ポイント減少しております。減少要因としては、公営企業債等繰入見込額の減などによるものでございます。

次に、17、18ページの普通会計款別決算額比較表の歳入の状況でございます。歳入の最も大きなウエートを占める 9 番の地方交付税は 55 億 7 , 498 万 2 , 000 円で、全体の 49.3% を占め、前年度比 1.2% の増となっております。全体の 16.4% を占める、1 番の地方税は固定資産税が 1 , 353 万 4 , 000 円の増収、市町村たばこ税が 1 , 237 万 1 , 000 円の増収となるなど、税全体で前年度比 1.5% の増となっております。

4番の国庫支出金は、前年度比8.2%増の8億2,315万3,000円となっております。 国の経済対策によります地域の元気臨時交付金の皆増、障害者自立支援給付費負担金などの増加 によるものでございます。

また、その下の15番の府支出金でございますが、前年度比11.6%増の8億3,027万6,000円となっております。国庫補助金と同様に、地域の元気臨時交付金の皆増、障害者自立支援給付費負担金の増加のほか、緊急雇用対策事業補助金、子育て支援事業費補助金などの増加によるものでございます。

17番の寄附金は、前年度比95.8%減の125万9,000円となっておりますが、これは後野公民館建設に伴う地元後野区からの寄附金が皆減になったことなどによるものでございます。

次に、19、20ページの歳出の状況でございますが、第2款総務費は、対前年度比3.4% 増の14億5,660万9,000円となっております。これは基幹業務支援システムの更新に伴う導入負担金、パソコンリース料の増加に伴うものでございます。

第5款労働費は42.9%増の1億2,767万9,000円となっております。国の経済対策の地域の元気臨時交付金事業によるものでございます。

第6款農林水産業費は16.2%増の4億3,899万1,000円となっております。国の 経済対策関連事業の農業基盤整備事業、過疎集落など自立再生緊急対策事業などの実施によるも のでございます。

一方で第4款衛生費は、対前年度比10.1%減の8億7,975万1,000円となっております。簡易水道特別会計への財政調整分の繰出金の減少などによるものでございます。

第7款商工費は28.9%減の2億6,533万8,000円となっております。これはやすらの里整備に対し、社会福祉法人などへ貸し付けました、ふるさと融資の貸付金の減少によるものでございます。

第9款消防費は18.3%減の6億310万6,000円となっております。3年間かけて実施をしてきました防災行政無線整備事業が完了したこと、豪雨災害対策事業の減少によるものでございます。

次の21、22ページは、町税の収入内訳を上げております。先ほども申し上げましたように税収は、全体で1.5%の増となっております。徴収率についても、右側から二つ目にありますとおり93.6%の決算となっておりまして、前年度より1.5ポイント上がっており、昨年度に引き続き微増ではあるものの、増収となっております。

「京都地方税機構」での共同徴収も一定の軌道に乗ってきており、滞納整理は差し押さえなどの強硬手段も講じながら業務を進めており、滞納分の徴収率は9.9ポイント上がり、年々成果が出てきております。また、現年度分についても0.1ポイント上がって98.7%となっており、今後も現年度分の徴収率を上げることで、新たな滞納を防ぐ努力をしていきたいと考えております。

次に、23、24ページでございますが、普通会計性質別経費の状況を示しております。この中で、4番の物件費は基幹業務システム更新に伴うデータ移行委託料、パソコンリース料の増加により、対前年度比10.8%増の18億8,344万6,000円となっております。

5番の維持補修などは、道路維持費、小学校維持補修費の増加により36.8%増の5,533万8,000円となっております。

7番目の積立金は減債基金に5,207万3,000円、有線テレビ放送等施設基金積立金を3,901万7,000円積み立てたことにより、8.2%の増となっております。

一方で、9番の貸付金は地域総合整備資金の貸付金が皆減になったことに伴い、対前年度比89.9%減の1,979万円となっております。

10番目の繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金の減により、4.9%減の18億9,899万6,000円となっております。

11番目の投資的経費は、普通建設事業費で阿蘇シーサイドパーク整備工事費のほか、デジタル防災行政無線設備工事などの完了により、対前年度比26.5%の大幅な減額となっております。

次に、25ページから28ページにかけての普通会計経常収支の状況を歳入、歳出それぞれ掲載をいたしております。

次に、29、30ページをお開き願います。ここでは一般会計の目的別、節別決算表を掲載いたしております。それぞれの款ごとに節単位で幾らの支出があったのか、わかるようにまとめております。

次に、31ページから34ページにかけての普通会計の投資的経費を、財源内訳も含めて掲載をいたしております。

35ページから39ページには、不用額説明書を掲載いたしております。50万円以上の不用額が発生したものを各課ごとに掲載をいたしております。

40ページから 44ページまでには、未収入調書、不納欠損処分調書を掲載いたしております。 一般会計全体での不納欠損額は1, 289万7, 000円となっております。

45ページには、普通会計債務負担行為額の状況を掲載いたしております。

46ページには、一時借入金運用状況を掲載いたしておりますが、平成25年度での借り入れ はございませんでした。

47、48ページでは、基金の状況を5月末の出納整理後の状況で報告をいたしております。 49ページには、土地開発基金集計表を掲載をいたしております。

次に、50、51ページには、会計別職員人件費を上げております。平成25年度のラスパイレス指数は、一番下にもありますように98.7%と、前年度対比0.9ポイント減少いたしております。ちなみに府内市町村平均は104.1%でございます。なお、昨年から国家公務員の時限的の給与改定特例法の措置による影響により、平成23年度と比較をし、大幅なアップになっておるものでございまして、したがいまして、これらの影響がなければ参考値で記載をいたしておりますように、91.2%となり、昨年度と比較をしても1.0ポイント下がっております。52ページから61ページまでは、現在、借りている町債について掲載をいたしております。52ページには一般会計分、53ページには特別会計分、54、55ページには、その借入先別の詳細、そのほかでは56ページから61ページに普通会計での事業別の現在高の状況、借入金利率別の状況、今後の年度別償還状況を示しておりますので、参考にしていただきたいと思いま

54、55ページの借入先明細では、全体の町債残高を上げております。一般会計の平成 24年度末現在高が 142億6, 563万3, 000円に対し、平成 25年度末では 136億8, 641 万6, 000 円となっており、5億7, 921 万7, 000 円の減額となっております。特別会計におきましては 180 億9, 008 万5, 000 円に上り、前年度に比べて 1 億5, 738 万2, 000 円減額をいたしております。また、水道事業会計では 4, 683 万7, 000 円を減額し、8 億9, 183 万1, 000 円となっており、総合計では 326 億6, 833 万2, 000 円になっており、住民一人当たりにいたしますと約 139 万円の借金を抱えていることになります。

次に、62ページから69ページには、野田川衛生プラント、学校給食センターなどの施設に係ります収支状況と利用状況を掲載いたしております。

70ページから95ページには、指定管理者収支状況を掲載し、各指定管理施設の利活用の状況や収支状況をまとめておりますので、ご参考にしていただければと思います。

96ページから最終の220ページには、一般会計及び特別会計の主要施策の成果概要調書を掲載をいたしております。一般会計では各課ごとに、決算の事業区分ごとに、その概要をまとめております。また、特別会計では、それぞれの会計での決算規模や運用状況、事業概要を上げております。ご参考にしていただければと思います。

最後に、決算書の325ページから343ページにかけて、財産に関する調書をつけ、年度末で所有をいたしております財産を掲載いたしておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、平成25年度一般会計及び特別会計などの決算の概要でございます。この後、副町長からもご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長(今田博文)和田副町長。

す。

副 町 長 (和田 茂) それでは、私のほうから会計ごとに、ただいま町長のほうからは、決算参考資料 に基づきまして、説明をさせていただきましたけれども、私は決算書を中心に説明を申し上げた いというふうに思います。

全て共通でございますが、金額の単位は1,000円単位に四捨五入したものでご説明をさせていただきます。少し、時間が長くなりますが、よろしくお願いしたいというふうに思います。

まず、一般会計、議案第83号 平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出決算について、主な ものをご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、通常の事業に係りますものは省略をさ せていただき、特徴的なものだけご説明させていただきます。

まず、決算書の14、15ページをお開きいただきたいと思います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税までの合計は、調定額が19億7,628万9,000円に対しまして、収入済額は18億4,898万2,000円で、不納欠損処分をいたしました892万8,000円を差し引きました収入未済額は1億1,837万9,000円となっております。したがいまして、平成26年度へ繰り越しました滞納額は、平成24年度決算と比較をいたしますと2,923万2,000円、率にいたしますと19.8%の減額という状況になっております。

次に、決算書18、19ページの第9款地方交付税でございますが、備考欄にもございますように、普通交付税は50億5, 162万5, 000円で、前年度より0.9%、4, 567万2, 000円の増額となっています。

特別交付税は5億2,335万7,000円で、前年度より4%、2,028万5,000円の増額となっております。

次に20、21ページへかけての第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金の保育料につきましては、現年度分は1億2,131万7,000円、徴収率98.2%、滞納繰越分348万8,000円、徴収率15.9%、不納欠損額396万7,000円の徴収実績となっております。

次に、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料の第2節企画情報使用料は、有線テレビへの加入者がふえたことに伴い、施設使用料等総額で1億4,615万8,000円となっており、前年度と比べますと504万9,000円の増額となっております。次に、26、27ページの第13款国庫支出金、第1目総務費国庫補助金は地域の元気臨時交付金を1億584万3,000円受け入れております。これは国の経済対策で追加された公共投資の地方負担が大規模であり、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限り特別の措置として交付されたものでございます。

次のページ、第5目農林水産業費国庫補助金は、全体で2,409万2,000円となっております。備考欄にあります特定地域再生事業費補助金は、有機質肥料をさらに効果的にするため、ICT技術を活用した環境モニタリング等による実証実験に対して交付されたもので、その下、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金は、平成24年度から繰り越したもので、京都Xキャンプ事業など、過疎集落の自立再生に資する事業に対して交付されたもので、いずれの事業も全額国の補助金が交付されたものでございます。

第7目土木費国庫補助金は、全体で9,297万8,000円となっております。備考欄にあ

ります道路改良事業費補助金は、事業費の60%の9,172万7,000円、社会資本整備総合交付金は、町営住宅の長寿命化計画策定経費の50%の88万2,000円などとなっております。

次に、30ページから41ページまでの第14款府支出金、第2項府補助金は、第1目総務費 府補助金から、第9目教育費府補助金の備考欄に括弧書きで「みらい戦略」、「行革交付金」と 書かれたものが、京都府のみらい戦略一括交付金の対象となり、その総額は8,904万 1,000円でございます。

32、33ページ、第3目衛生費府補助金では、昨年は全国的に風疹が流行したため、妊婦の 方などのワクチン接種者に対して助成金の交付を実施しましたので、その府負担分として風疹予 防接種緊急助成事業補助金を10万4,000円受け入れております。

次のページ、第4目労働費府補助金は、各緊急雇用対策事業に対する補助金として 2,878万6,000円を受け入れております。

次に、34から37ページにかけての、第5目農林水産業費府補助金は、平成24年度からの国の経済対策関連の繰越事業で、B線改良工事を実施するに当たり、農業体質強化基盤整備促進事業補助金を2,100万円受け入れているほか、野田川ライスセンターに色彩選別機を導入するに当たり、強い農業づくり交付金を1,306万円受け入れたものであります。

次に、42ページから45ページへかけての第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目 不動産売払収入では、土地売払収入を55万円受け入れております。これは、三河内にあります 町有地を売却したことによるものでございます。

次に、48、49ページから始まります第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、第5目商工費貸付金元利収入では、次のページの第4節地域総合整備資金貸付金の元利収入を509万円受け入れております。これは、平成23年、平成24年度におきまして、地域共生型福祉施設整備事業に参画する与謝郡福祉会及び丹後福祉応援団が実施する施設整備事業に対し資金貸付を行った分の、平成25年度の償還分となります。

次の第4項雑入、第2目弁償金では、平成24年度に発生しました職員の不祥事に伴い契約解除をいたしました、加悦中学校改築工事実施設計業務の損害賠償金を409万5,000円受け入れております。

次のページにかけての第3目雑入では、53ページに源泉所得税返還金を438万5,000円収入いたしております。これは町から個人事業主へ業務委託料を支払う際に所得税の源泉徴収を行わずに支払いをしていたケースがあったことから、税務署の指導により平成22年から平成25年までの不納付分源泉所得税を納付するとともに、個人事業主に対して同額の返還を求めたものでございます。

次に、54、55ページから始まります第20款町債でございますが、総額9億7,333万2,000円の借り入れを行っております。うち合併特例債は道路整備事業など4億1,630万円、臨時財政対策債は4億5,903万2,000円でございます。

以上が、歳入の主なものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。決算書の58、59ページをお開きいただきたい と思います。 第1款議会費では、総額1億2,461万1,000円支出いたしております。議員報酬、職員人件費などが主な経費でございまして、議会運営、議会広報に必要な経費を執行いたしております。

決算書の60ページから第2款総務費では、63ページに一般管理費に係る職員人件費を掲載しておりますが、第3節職員手当等で退職手当組合特別負担金を5,466万8,000円支出いたしております。勧奨退職者に対する特別負担金を支出をさせていただいたものでございます。72ページからの第5目財産管理費、ここでは3庁舎の管理経費やマイクロバスの運行事業経費でございます。参考までに3庁舎の管理費は4,301万1,000円となっております。

次、82ページからの第10目情報システム費でございます。85ページの電算システム整備 事業を7,371万円支出いたしております。これは合併時に導入しました住民票など、各種証明を発行する役場業務の基幹となるシステムが保守サポート切れになることから、新たなシステムへ更新をしたものでございます。

次に、決算書84ページから91ページ、第12目有線テレビ管理費は、総額で1億8,171万円支出いたしております。なお、有線テレビ施設使用料との収支から将来の設備更新に加え、89ページの情報連絡施設基金積立金で、利子分を除き3,900万円の積み立てを行っております。加入率は3月末で86.9%となり、昨年から1.3ポイント増加をいたしております。

続きまして、99ページへかけての第2項徴税費は、総額で1億572万3,000円を支出いたしております。中でも99ページの賦課徴収費一般経費の中の第19節負補交で、京都地方税機構負担金を1,559万1,000円支出をいたしております。そのうち1,263万3,000円は、機構への2名の派遣人件費として収入をいたしております。

次に、110ページからの第3款民生費についてご説明を申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は総額で7億3,892万1,000円を支出いたしております。この中で115ページの地域福祉空間整備事業では589万9,000円支出をいたしております。これは、地域共生型福祉施設に参画される3法人が施設建設の際に資金融資を受けられた償還利子に対し、利子補給金を交付しているものでございます。

116ページからの第2目障害福祉費は、総額で7億5,728万2,000円を支出いたしております。

117ページからの障害福祉サービス事業では、平成23年度から取り組んでおります作業療法士巡回相談事業を実施いたしております。これは町内の保育所・幼稚園などを対象に、作業療法士が巡回訪問し、発達障害児の早期発見、保育士、教師などの支援者に対する支援方法のアドバイスなど、療育支援体制の充実に取り組んだ事業でございます。

122ページからの第3目高齢者福祉費では、総額で5億401万4,000円支出をいたし

ております。この中で、127ページの高齢者福祉施設整備事業として248万4,000円を支出いたしております。小規模多機能型居宅介護施設ふれあいホーム神宮寺のスプリンクラー整備に対し、公的介護施設等整備事業補助金を交付いたしています。その下の地域包括ケア総合交付金事業では、高齢者の支援を行う事業所に対し、高齢者地域支援体制強化事業補助金253万6,000円を交付いたしております。なお、本事業は京都府の100%補助事業でございます。次に、134ページからの第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、総額で4億6,913万4,000円を支出いたしております。この中で新規の事業として、136ページから次のページにかけての、子ども・子育て支援事業計画策定事業を実施いたしております。子ども・子育て支援法の施行に伴い必要となる、「子ども・子育て支援事業計画」の策定のため「子ども・子育て会議」を設置するほか、ニーズ調査を実施したものでございます。

次に、決算書の146ページからの第4款衛生費についてご説明を申し上げます。151ページの第1項保健衛生費、第2目予防費では、歳入でも説明を申し上げましたが、全国的に風疹が流行したため、風疹予防接種緊急助成事業を実施したほか、予防接種事業や健康相談、運動教室等を実施した健康づくり事業など、町民の健康づくりや子供の健やかな成長を守るための事業を行ってまいりました。

また、157ページの第3目環境衛生費では、地球温暖化対策事業で町公共施設の照明のLE D化を進めるほか、丹後地域の地球温暖化対策等環境保全に取り組む団体とともに環境啓発イベントなどを開催をいたしました。

162ページの第2項清掃費でございます。第2目塵芥処理費は総額で3億8,008万6,000円を支出いたしておりますが、宮津市清掃工場工事費分担金、ごみ処理委託料をはじめ全てのごみ処理に係る経費でございます。なお、平成25年4月に1市2町による宮津与謝環境組合が設置されましたので、決算書165ページに宮津与謝環境組合負担金事業を新設し、組合への負担金3,141万6,000円を支出をいたしております。

次に、決算書の168ページからの第5款労働費につきましては、第1項労働諸費で、総額で1億2,767万9,000円を支出いたしております。中身といたしましては、国の雇用創出事業を活用いたしました緊急雇用対策事業を実施したものでございます。また、地域の元気臨時交付金を活用して、大江山運動公園の改修工事、染色センター、道の駅整備工事など、老朽化した公共施設の改修などを実施をいたしております。

176ページからの第6款農林水産業費について、ご説明を申し上げます。第1項農業費では、総額で3億7,525万6,000円を支出をいたしております。主なものは、農業委員会活動事業などのほか、「京野菜こだわり産地支援事業」として、パイプハウス整備に対しての補助金交付、また、自然循環農業推進事業では、京の豆っこ米の販売促進等を支援いたしております。また、農地・水保全管理支払事業、命の里事業、農業用施設整備事業等を行うことにより、農地の生産基盤整備や農村環境の向上を図るための事業を支援いたしてまいりました。農業振興地域整備計画策定事業では、旧町単位の計画を一つにまとめることとし、平成24年度で基礎調査、平成25年度では計画書作成業務を実施いたしております。なお、過疎集落等自立再生緊急対策事業の1,000万円は、国の経済対策によるもので、また、有機物供給施設管理運営事業のうち586万円は設計に時間を要したことから、それぞれ平成26年度へ繰越明許をいたしており

ます。

200ページからの第2項林業費は、総額で7,191万9,000円支出いたしております。 主なものといたしましては、鳥獣対策として有害鳥獣対策事業や治山堰堤設置や浚渫等の災害に 強い森づくり事業等に積極的に取り組むほか、リフレかやの里に木質バイオマスボイラーを設置 するため、仕様書作成業務を実施しました。なお、災害に強い森づくり事業は、平成26年度へ 3,489万4,000円を、また、木質バイオマス産業化促進整備事業は8,827万 2,000円を繰越明許いたしております。

次に、決算書208ページからの第7款商工費についてご説明を申し上げます。商工費では、総額2億8,766万4,000円を支出をいたしております。主なものは各種商工業への支援事業、産業や織物の振興事業、観光イベント開催事業、クアハウスをはじめ観光施設の施設管理事業等がございます。観光分野では観光ビジョンの施策を具現化するための取り組みとして、旅行者ニーズの調査、旅行商品造成過程から人材育成を行う旅づくり塾を開講するほか、京都府の「海の京都構想」に基づき、魅力ある観光づくりを推進するため、海の京都・与謝野町実践者会議を立ち上げ、与謝野町の海の京都与謝野町マスタープランの作成を行っております。この実践者会議は現在も引き続き活動が続けられておりまして、今後も多くの方々の参画を得ながら、さらに大きな輪となって進められることが期待されております。

次に、228ページからの第8款土木費についてご説明を申し上げます。234ページからの第2項道路橋りょう費では、総額で3億437万9,000円を支出いたしております。主なものは、道路維持補修事業や除雪対策事業、また、道路新設改良事業でございます。

239ページの道路新設改良事業では、岩屋川線、石川上山田線などの道路改良を国の交付金 事業で実施をいたしております。また、温江明石線、寺田線につきましても国の交付金を活用し、 通学路の安全対策について計画的な取り組みを行っております。なお、一部については国の経済 対策によるものもあり、8,941万円を平成26年度へ繰越明許いたしております。

238ページからの3項河川費では、総額で8,197万1,000円を支出いたしております。主なものは、河川維持管理事業、常習浸水地の解消を図るための河川改修事業などでございます。なお、河川改修事業において417万4,000円を平成26年度へ繰越明許いたしております。

242ページからの第5項都市計画費は、総額で7億9,121万2,000円を支出いたしております。主なものは、下水道特別会計への繰出金のほか、波止場線街路整備工事、都市公園の維持管理経費等でございます。なお、波止場線街路整備工事の一部で、地元調整に時間を要したため、平成26年度に繰越明許をいたしております。また、平成24年度で整備が終了しました阿蘇シーサイドパークにつきましては、平成25年9月にグラウンドゴルフ場をオープンし、町民の皆様にご利用をいただいているところでございます。

248ページから第9款消防費について、ご説明申し上げます。消防費は総額で6億310万6,000円を支出いたしております。主なものは、第1目常備消防費で常備消防組合負担金を4億1,930万円支出をいたしております。第2目非常備消防費では、消防団員359名の報酬、火災訓練、点検等の費用弁償などでございます。

253ページの第3目消防施設費、消防施設等整備事業では4,601万4,000円を支出

いたしておりますが、消火栓や防火水槽の計画的な整備に加え、岩滝第1分団の消防ポンプ自動車のほか、小型動力ポンプ2台の更新を行っています。

257ページからの第5目災害対策費、地域防災計画策定事業では、改正した町の地域防災計画の印刷を行うほか、洪水・土砂災害ハザードマップの更新を行い、与謝野町の南部地域の印刷を実施いたしております。

次に、258ページからの第10款教育費について、ご説明を申し上げます。267ページの第1項教育総務費、第3目教育振興費の適応指導教室事業は437万9,000円を支出いたしております。不登校やひきこもりで悩む児童や保護者へ適切な指導・助言ができるように指導員を設置しております。年間、述べ利用者数は427名となっております。

276ページからの第3項中学校費は、総額で1億3,745万1,000円支出いたしております。加悦中学校の周辺測量、境界測量を実施したほか、江陽中学校の屋内運動場の雨漏りの修繕に向けて屋根の改修調査設計を実施いたしております。加悦中学校の改築事業実施設計業務につきましては、確認検査機構からの指摘等もあり、建物の基礎の工法変更が必要となったことに伴い、総額で3,114万2,000円を、平成26年度へ繰越明許いたしております。

次に、288ページからの第5項社会教育費は、総額で1億9,677万9,000円支出をいたしております。主なものとしましては、各種社会教育事業、また、公民館事業、知遊館事業、文化財保護、伝統的建造物群保存対策、図書館管理運営などでございますが、297ページの地区公民館整備事業は809万円を支出し、明石地区公民館の建設に向けた用地の測量及び造成工事等を実施いたしております。明石地区公民館の設計につきましては、地元地区との調整に時間を要しましたことから、設計委託料375万3,000円を平成26年度へ繰越明許をいたしております。

312ページからの第6項保健体育費は、総額で3億4,207万6,000円支出をいたしております。主なものは、大江山運動公園体育館の屋根や外壁等の大規模改修工事を総額9,242万3,000円で実施をいたしております。この改修事業には、地域の元気臨時交付金のほか、辺地対策事業債を財源として実施をいたしております。

321ページからの給食センター施設整備事業では、給食配送車の車庫の改築工事を実施をいたしております。

一般会計、最後になりますが、第11款災害復旧費は、地元地区との調整に時間を要したことから、全額となる700万円を平成26年度へ繰越明許をいたしております。

以上が、一般会計の概要でございます。

続きまして、議案第84号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、 主なものをご説明申し上げます。

決算書365ページをお開きください。実質収支に関する調書をおつけしておりますが、歳入総額8億9,434万8,000円、歳出総額86億8,972万9,000円、歳入歳出差引額は461万9,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額14万円で、実質収支額は447万9,000円となりました。

まず、歳入から申し上げます。351、352ページをお開きください。第2款使用料及び手数料ですが、第1項使用料、第1節現年度分の収入済額は3億541万7,000円で、前年度

より9万7,000円の増収となり、昨年度と同水準となっております。

第3款国庫支出金につきましては、継続で整備を進めております加悦簡易水道施設整備事業と与謝簡易水道施設の整備事業などの補助金を合わせて6,483万9,000円を受け入れております。次のページ、第6款繰入金でございますが、地域の元気臨時交付金分を2,700万円繰り入れるなど、総額1億8,167万8,000円を一般会計から繰り入れを行っております。次のページの第9款町債は、第1節簡易水道事業債として3億300万円を借り入れております。

続きまして、357ページからの歳出でございますが、359ページの第1款総務費、第1項総務管理費、第2目財政管理費では、第25節積立金として、減債基金に府補助金と預金利子分の778万9,000円、財政調整基金に預金利子を含め1,744万3,000円を、それぞれ積み立てております。

第2款維持管理費は簡易水道全施設の維持管理費で1億59万8,000円となっております。また、次のページの第3款改良費につきましては、加悦簡易水道施設の統合整備、与謝簡易水道施設の改良整備と下水道関連配水管布設替工事費などで、総額3億9,661万3,000円となっております。なお、石川簡易水道施設整備事業費で374万円を平成26年度へ繰越明許いたしております。

以上が、簡易水道特別会計の概要でございます。

次に、議案第85号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。

決算書の375、376ページの歳出ですが、第3款前年度繰上充用金は435万4,000円支出いたしております。これは、平成24年度決算に歳入欠陥が生じましたので、 それを補填するため繰上充用を行ったものでございます。

第5款諸支出金、普通財産購入事業で公有財産購入費を1,111万円を支出いたしております。これは、日吉ヶ丘団地で1区画、算所団地1区画が売却できたことにより、土地開発基金から一旦、本会計で買い戻した上で、個人の方へ売却したものでございます。

373、374ページの歳入では、歳出と同額の分譲宅地売払収入に宮野分譲用地未収入分を加え、総額で1,546万4,000円を収入いたしております。

以上が、宅地造成事業特別会計の概要でございます。

次に、議案第86号 平成25年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算について、主なもの をご説明申し上げます。

決算書385、386ページの歳入からご説明を申し上げます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金は特環の受益者分担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済額は2,546万2,000円となっており、収納率は現年分で81.8%、滞納繰越分で9%となっております。第2項負担金は、公共の受益者負担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済額は223万5,000円となり、収納率は現年度分で100%、滞納繰越分で1.1%となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の現年度と滞納繰越分を合わせました収入済額は2億 5,609万3,000円となっており、収納率は現年度分で99.6%、滞納繰越分で14% となっております。

次のページへかけての第3款国庫支出金でございますが、特環分のみの補助金であり 3,700万円を受け入れております。

第5款繰入金は、一般会計繰入金を7億4,185万3,000円繰り入れております。 389、390ページの第8款町債は、総額で4億6,400万円発行しております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。399、400ページをお開きいただきたいと思います。

第3款事業費の第1項下水道費、第1目公共下水道建設事業費では、公共下水道事業で 1,118万4,000円支出いたしております。第15節工事請負費で浜町地区ほかの面整備 等を実施したものでございます。特定環境保全公共下水道事業では1億6,677万円支出いた しております。第15節工事請負費では1億4,758万2,000円を支出いたしており、温 江、石川地区ほかの面整備等を実施をいたしたものでございます。

第4款公債費は、町債の償還金でございまして9億6,678万1,000円となっております。

以上が、下水道特別会計の概要でございます。

次に、議案第87号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。

まずは、413、414ページの歳入からご説明を申し上げます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は8万円で、滞納繰越分のみとなっており、収納率は25%となっております。第3款府支出金は、温江地区の農業集落排水事業に対して農業集落排水事業推進交付金を531万円受け入れております。これは過年度の補助対象事業費の15%を5年間で3%ずつ分割交付されるものでございます。

次のページへかけての第5款繰入金は、一般会計繰入金並びに減債基金繰入金を総額で2,082万9,000円繰り入れております。

第8款町債は総額で920万円発行をいたしております。

歳出についてご説明申し上げます。

417ページから420ページにかけての第2款維持管理費は、総額で903万2,000円 支出をいたしております。平成23年度をもって施設整備は全て完了しており、平成24年度以 降は維持管理のみとなっております。

第4款公債費は、町債の償還金でございまして、2,288万1,000円となっております。 以上が、農業集落排水特別会計の概要でございます。

次に、議案第88号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明 を申し上げます。

まずは、事業勘定につきまして説明をいたします。

決算書432、433ページの歳入ですが、第1款保険料、1目第1号被保険者保険料の第1節現年度分特別徴収保険料は3億8,905万8,000円となっておりまして、徴収率は100%でございます。収入未済額の欄のマイナス82万3,000円は、死亡とか転出などによりまして、保険料の還付を行う必要があるものでございますが、手続上、年度内に処理が行え

ない未還付金を計上しているものでございます。第2節現年度分普通徴収保険料2,808万7,000円は、徴収率としましては91%でございます。第3節滞納繰越分普通徴収保険料120万3,000円は徴収率といたしましては15.8%となっております。

次に歳出でございますが、442ページの第2款保険給付費は24億2, 597万9, 000円となっております。平成25年度末で要介護認定者1, 217名、要支援認定者457名に対する介護サービス等の給付を行ったものでございまして、前年度と比べまして1億984万1, 000円増額となっております。

448ページからの第3款地域支援事業費3,654万円は、おたっしゃ倶楽部、よさの健康 づくりのつどいなど、介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした包括的支援事業のほか、 給食サービスなどの任意事業を実施したものでございます。

次に、サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

466、467ページの歳入でございますが、第1款サービス収入1,252万8,000円は、地域包括支援センターが取り扱いました要支援認定者の介護予防ケアプランの作成収入でございます。

次のページの歳出ですが、第2款事業費、第1項居宅サービス事業費、第1目居宅介護支援事業で106万円支出いたしております。居宅サービス計画作成委託料でございます。

以上が、介護保険特別会計の概要でございます。

次に、議案第89号 平成25年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明を 申し上げます。

480、481ページの歳入、第1款財産収入は、土地開発基金預金利子を1万2,000円収入いたしております。

第3款繰越金は前年度からの繰越金で33万6,000円でございます。

次のページの歳出、第1款公債費は丹後地区土地開発公社での先行取得を行っておりませんので、ゼロとなっております。第2款諸支出金は、土地開発基金への積立金として預金利子と同額の1万2,000円を積み立てております。以上が土地取得特別会計の概要でございます。

次に、議案第90号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

まずは、事業勘定についてですが、決算書の523ページをお開きください。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額28億7,543万9,000円、歳出総額28億6,708万4,000円で、差し引き835万5,000円の黒字決算となりました。平成25年度では財政調整基金繰入金は行っておらず、基金残高につきましては、平成25年度末におきまして1億2,687万1,000円となっております。

497ページの歳入でございますが、第1款国民健康保険税は、収入済額が総額で5億7,443万3,000円となっており、前年度から1,926万8,000円の減となっております。これは被保険者数の減少によるものと思われます。なお、徴収率は76.5%となっており、前年度より2.0ポイント上がっております。なお、消滅時効等により718万2,000円を不納欠損処理いたしております。

504ページの第10款繰入金、一般会計繰入金では臨時財政支援分として4,700万円を

繰り入れております。これは、国保税率のアップ率をできる限り抑制するため、一般会計から一 定の支援を行ったものでございます。

次に、歳出の509ページから514ページにかけての第2款保険給付費でございますが、出産育児一時金、それから、葬祭費等を含みます総合計で18億8,054万7,000円となっておりまして、前年度に比べまして964万9,000円、0.5%の増となっております。

517ページから次のページにかけての第8款保健事業費では、第1目特定健康診査等事業費で3,174万円を支出いたしております。メタボリックシンドロームに対する特定健診に努め、生活習慣の改善により、保険給付費の削減に努めていきたいと考えております。

次に、直診勘定でございます。 545ページをお開きください。実質収支に関する調書をつけております。 7, 805 万 2, 000 円、歳出総額 7, 775 万 6, 000 円で、差し引き 29 万 7, 000 円の黒字決算となりました。しかしながら、一般会計から収支の均衡を図るため、赤字補填分 550 万円を繰り入れておりまして、実質的には 520 万 3, 000 円の赤字となっております。 施設整備にかかる繰入金を除いた分を昨年度と比較しますと 95 万 6, 000 円赤字額が減少しております。

535ページの歳入でございますが、第8款府支出金、第1目診療所設備高度化事業補助金を383万2,000円受け入れております。これは、歳出の539ページから次のページにかけての第2款医業費、第1目医療用機械器具費、第18節備品購入費におきまして、超音波診断装置やコンビネーション治療器などの医療用機械器具費の購入に対して補助金が交付されたものでございます。

なお、平成25年度中の患者さんの合計数でございますが、1万6,053名となっておりまして、平成24年度と比較いたしますと7,275名、82.9%の大幅な増となっております。これは、先ほど収支状況におきまして赤字が改善しない要因としましては、患者が増加したものの、そのほとんどが外来リハビリの患者で、外来リハビリは一人当たりの単価が低く、また、理学療法士の職員体制の問題から訪問リハビリテーションを平成25年9月から休止したため、その休止に伴います収入の落ち込みがあるのではないかと考えております。

以上が、国民健康保険特別会計の概要でございます。

次に、議案第91号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご 説明を申し上げます。

決算書の561ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額 2億5, 137万1, 000円、歳出総額 2億4, 706万9, 000円で、差し引き 430万2, 000円の黒字決算となりました。後期高齢者医療特別会計の歳入につきましては、負担のルールによるものであるため、説明は省略させていただきます。

歳出ですが、557、558ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億4,200万6,000円を支出いたしております。これは、京都府後期高齢者医療広域連合が実際の医療給付事務を行っており、そこへの納付金でございます。この中で、後期高齢者医療広域連合分賦金は、連合への事務費分であり、保険料等負担金は医療給付費等に充てられます。また、保険基盤安定負担金は、保険料軽減分で、一般会計で府負担金として受け入れ、それを町負担分も含めて後期高齢者医療特別会計へ繰り出した上で、広域連合へ負担金として納めるもので

ございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計の概要でございます。

次に、財産区特別会計、議案第92号 平成25年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書の569ページから578ページまでは、財産収入等の歳入の内訳を、また、579ページから594ページまでの歳出では、それぞれの財産区へ一般管理費として支出いたしておりまして、595ページの実質収支に関する調書に記載いたしておりますとおり、歳入歳出差引額は6,822万2,000円の黒字となっております。

以上が、財産区特別会計の概要でございます。

次に、議案第93号 平成25年度与謝野町水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。 598、599ページをお開き願います。まずは、収益的収入及び支出でございます。収益的収入総額1億4,869万7,000円に対しまして、収益的支出総額は1億6,739万8,000円でございますが、企業会計は収支の差し引きとはなりませんので、602ページの損益計算をいたしますと、下から3行目の当年度純損失、いわゆる赤字額は1,960万3,000円となります。この損失につきましては、603ページの欠損金処理計算書(案)でお示ししておりますように、減債積立金の繰り入れによって欠損金処理を行うこととしていますが、従来は資本剰余金の繰り入れによって行っておりました。しかし、公営企業会計基準の見直しによりまして、資本剰余金は平成26年度から繰延収益として、長期前受金で負債計上することとなりましたので、欠損処理には使えなくなりました。

したがいまして、本決算では、利益剰余金としてある減債積立金で欠損処理を行い、不足する 657万3,000円につきましては繰越欠損金とするものでございます。

次に、608、609ページの収益明細書をお開き願います。第1款水道事業収益、第1項営業収益でございますが、第1目給水収益、第1節水道使用料の決算額は1億4,536万1,000円で、前年度対比15万1,000円の増収となりました。

続きまして、支出でございますが、610ページから617ページまで記載しておりますとおり、人件費、施設の維持管理費、減価償却費などでございます。

また、614、615ページ、第2項営業外費用の第1目支払利息、第1節企業債利息は、これまでの第4次水道拡張で起こしました企業債による利息で、決算額1,947万円となっております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。600、601ページをお開き願います。資本的収入総額68万5,000円に対しまして、資本的支出総額6,646万5,000円で、不足する額が6,578万円となっております。この不足額につきましては、630ページの補填財源明細書のとおり、損益勘定留保資金の補填額6,487万8,000円及び一番下の消費税資本的収支調整額90万2,000円で補填をいたしております。

618、619ページをお開きいただきたいと思います。第1款資本的収入は、第2項分担金 が68万5,000円となっております。これは加入負担金でございます。

続きまして、支出でございますが、620、621ページには、第1項建設改良費、第1目拡張改良費、第2節工事請負費で610万1, 000円を支給いたしております。第4次拡張計画

に基づき、前年度施工しました配水管布設替に伴う舗装本復旧工事でございます。第2目配水管 事業費、第2節工事請負費1,261万7,000円は、水道整備計画に基づく配水管の新設工 事でございます。

次に、第2項企業債償還金の4,683万7,000円は、第4次水道拡張改良に伴う企業債元金の償還でございます。

以上が、水道事業会計の概要でございます。

以上で、全会計の私からの説明とさせていただきます。早口で、大変雑駁な説明だったという ふうに思っております。今後の質疑等を通して説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

長時間、ありがとうございました

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、監査委員から平成25年度の決算審査の結果報告を求めます。

足立代表監查委員。

代表監査委員(足立正人) 随分とお疲れのようでございますので、大変恐縮しておりますが、役目柄、 平成25年度の決算審査について、意見を述べさせていただきたいと思います。

けさほど議員さん方、机の上に、こういったものを配られておると思います。一つは決算審査の意見書でありますし、もう一つは財政健全化審査の意見書ということでございます。ちょっと分が厚いほうの決算の意見のほうからご説明をさせていただきます。下にページを打っておりますので、まず、1ページであります。平成25年度与謝野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書というものでございます。

審査の対象につきましては、それぞれ10の決算、それから、基金の運用状況でございます。 審査の実施日は7月22日に開始をいたしまして、現場審査も含め正味19日間、行っております。

それから、2ページめくっていただきまして、審査の方法については、係数を調べたり、現場審査なんかもさせてもらったということであります。それから、審査の結果でありますが、審査に付した各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、各係数も関係諸帳簿と符合し、かつ正確であったことを認めました。なお、細部にわたる意見は、次のとおりですということで3ページからるる意見を書かせてもらっております。

まず、1番目の総括でありますが、ここに書いておりますのは、実質、前太田町長が最後の決算をされたものでありまして、山添町長に意見書を出したんですが、太田町長の最後の決算年度となったと、あわせて第一次与謝野町の総合計画基本計画と、それから、第二次行政改革大綱のスタートの年度であったということであります。今回の決算審査に当たりましては、このスタートを切った計画のスムーズなすべり出しができたかどうかというところに重点を置いて見せていただきました。内容的には、広域ごみ処理の建設に向けた動き、それから、不祥事はあったわけですが、加悦中学校の改築工事の実施設計の実施など、やがて始まる大規模事業を見据えた計画的なものが見えたということで、評価をしております。

それから、その次に、下水道の分担金の不納欠損処分に係る事業については、多くの町民の公

共料金に対する不信、ひいては行政全般に対する信用を失墜させる問題になっただけに、今後の 信頼回復に向けた対応は、まだまだ、求められるということを掲げておりまして、役場を挙げた 体制に期待したいということでございます。

それから、大きい項目の2番目、一般会計であります。数字は、それぞれ町長なり副町長なりが、詳しい資料を提示して説明されましたので割愛をいたしますが、経常収支比率が上がっておるということについて、これはちょっと気になるところだと思います。説明によりますと、コンピュータの基幹システムの更新だとかいうようなことが上がっておるようですが、ところが、経常経費ということになりますと、臨時的なものは含まないわけでありまして、今後とも経常経費を抑えて財政余力を思う努力を払っていただきたいというように注文をつけておきたいと思います。

それから、ずっと飛びまして4ページの一番下でありますが、今年度の起債元金償還額は15億何がし、したがって、地方債残額が5億7,900万円も減ったということになります。 今後とも有利な起債を計画的に借り入れて返すほうが、借りるものより多いというような形で起債の整理をしていただいたらどうかなというように思っております。

それから、5ページの中ほどには性質別に人件費、物件費、維持補修費、扶助費等々の分析を したものを掲げておりますので、ごらんいただきたいと思います。5ページの一番下については、 有線テレビの収益部分を基金に積み立てたということで、これは大変意義深いということで掲げ ております。

それから、6ページにいきまして、真ん中編では火葬場なりし尿処理場、それから、環境衛生組合、それから、学校給食センター等の出先の施設につきましては、非常に適切に事業が執行されておるということを認めました。

それから、大きな項目の3番目でありますが、簡易水道特別会計です。この中で6ページの一番下に掲げておりますが、滞納者が固定化しておるということがあるんじゃないかというように思われます。あまり変動していないということですので、その要因を分析されまして適切な処置を講じていただくように求めておきたいと思います。

それから、7ページの今の簡易水道の一番最後に書いておることですが、建設課との連携によりまして嘉久屋橋の歩道橋の架設時に水管橋を添架したと、それからまた、京都府事業の順気橋の改修工事に、これも同じく水管橋をかけかえされたというようなことは、全く当を得ているということで評価したいと思います。

それから、4番目の宅地造成事業の特別会計ですが、今年度は売上金が計上されておりました。何か報酬を払うというような形で取り組まれたことの成果が出たんじゃないかというように評価しております。今後、未売区画の売上に努力していただきたいと思います。

それから、5番目の下水道特別会計でありますが、ここで7ページの一番下から書いておりますように、信頼回復に向けて一生懸命取り組んでいただきたいということであります。

それから、6番目、7番目については、特に申し上げることはございません。

それから、9ページ、8番目ですが、土地取得特別会計があります。これは利子を収入し、出のほうで基金に積み立てるという内容のものだけになっております。これは普通会計の、一端の会計でありますけれども、これの整理について検討をされたらどうかというように提言をさせて

もらいたいと思います。

それから、9番目の国保の特別会計、10番目の後期高齢者医療特別会計、11番目の財産区の特別会計につきまして、特に申し上げることはございません。

それから、12番目の基金の状況です。年々、基金が増加し、適切な運用がされておるという ことで評価したいと思います。

それから、10ページ、一番最後、本審査の最後に次のことを述べておきたいと、監査委員が 決算審査、例月出納検査等において指摘した事項について、是正改善の努力がうかがえると、誠 実にやっていただいておるなというように思います。

それから、下水道分担金問題を機に庁舎内に危機意識が芽生え、債権管理条例の制定をはじめ 滞納整理についての体制強化、手続の徹底等、大きな前進が見られると、町民の信頼回復のため にも、その実に期待すると、それから、多額の基金を繰替運用に有効に活用し、一時借入金を抑 えていると、財政指数の上でも、この一借の利子がないということは大きいものがありますので、 評価したいと思います。

それから、コンビニ収納を開始されましたが、町民の利便性の向上からも評価したいと思います。

それから、次が水道事業会計です。水道事業会計につきましては、1ページの一番下ですが、 審査の結果、これも適正に執行されているということを認めさせていただきました。次には決算 内容、係数を上げておりますが、参考までにごらんいただけたらと思います。

それから、もう一つの財政指標の審査の意見書であります。平成25年度与謝野町財政健全化審査意見書、1番、審査の概要、ここに掲げたように、町長からいただいた指標を適正かどうか審査させていただきました。審査の結果としましては、審査に付した下記財政健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

まず、1番目の実質赤字比率でありますが、平成24年度、平成25年度ともハイフォンが入っております。当町の数字は右端の三角の2.71%ということであります。早期健全化基準が13.8%、それから、財政の再生基準が20%ということでありますので、マイナス表記は大幅に安全な範囲だということであります。

それから、2番目の連結実質赤字比率は、いずれもハイフォンと、当町の数字は右端のマイナスの6.44%ということであります。早期健全化基準が18.83%、財政再生基準が40%ということでありますので、これもマイナスの数字は、まだまだ、大丈夫ということであります。それから、3番目の実質公債費比率は15.6%、14.7%が平成25年度ということで、比率が下がっておるということであります。

それから、4番目の将来負担比率は156.1%、平成25年度は135.2%、この3番目、 4番目の数字が、いずれも改善をされておるということで評価したいと思います。

個別意見としては、そこに掲げたとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。 以上であります。

議 長(今田博文) 以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

ここで挨拶の申し出があります。本年7月1日付で新しく就任されました和田副町長、塩見教

育長、お二人の方から申し出があります。これを受けたいと思います。 和田副町長。

副 町 長(和田 茂) 貴重な時間を頂戴いたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

私、7月1日付で与謝野町の副町長という大役を仰せつかることになりました。もちろん微力ではございますけれども、山添町長、並びに町の理事者、また、議員の皆様、また、全職員の力をいただきながら、何とか、この責任を務めてまいりたいというふうに思っております。

議員の皆様からごらんいただければ、心もとないというふうな場面も多々、今後は出てくるというふうに思いますけれども、どうか、そのときは叱咤激励をいただきまして、お互いに与謝野町の発展のために少しでも力が発揮していければというふうに思いますので、今後とも、ひとつよろしくお願いいたします。

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

議 長(今田博文) 塩見教育長。

教 育 長 (塩見定生) 貴重な時間をいただきまして、一言ご挨拶申し上げたいというふうに思います。

去る7月1日の教育委員会におきまして、教育長という大役を拝命いたしました塩見定生でございます。現在、全国的にも学力の問題とか、不登校の問題、そして、いじめ、さらには児童虐待等々、教育を取り巻く環境は非常に厳しいものがあるというふうに認識しておりまして、こうした状況は与謝野町におきましても、同様の課題を抱えております。こうした課題を垣中前教育長は百戦錬磨の手腕を発揮されまして、やってこられましたけれども、私は、そのような、とても力を持っておりませんし、跡を継げるような器ではありませんけれども、誠心誠意をモットーに力いっぱい教育行政を牽引していきたいと、このような決意を持っております。

何とぞ、皆様方のご支援をいただきますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私のご挨拶とさせていただきます。

どうも貴重な時間、ありがとうございました。

議 長(今田博文) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、9月8日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。 本日はご苦労さんでした。

(散会 午後 4時08分)